

ひと ひと
女と男が輝く未来計画

— 第3次斑鳩町男女共同参画推進計画 —



平成28年(2016年)3月

斑 鳩 町

はじめに

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても、生きやすい社会をつくることです。

斑鳩町では、町民憲章に掲げる聖徳太子の「和」の精神を尊び、女性も男性も、互いに敬愛し、信頼しあえる男女共同参画社会の実現をめざし、平成8年に、「男女共同参画社会推進行動計画～女と男が輝く未来計画～」を策定し、平成16年には、「斑鳩町男女共同参画推進条例」を制定しました。その後、平成18年には、「女と男が輝く未来計画～第2次斑鳩町男女共同参画推進計画」を策定し、これらの条例や計画に基づいて、積極的に取組みをすすめてきました。

国においては、「すべての女性が輝く社会」の実現を成長戦略の中核に据えて集中的に施策を展開されています。平成27年8月には、女性が職業生活で個性と能力を十分に発揮し活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定し、平成28年度からの第4次男女共同参画基本計画の推進にあたり、男女がともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を計画全体の横断的視点として冒頭に位置づけています。

第2次計画の策定から10年が経過し、この間、少子高齢化・人口減少社会の進展などの社会経済情勢の変化や国における男女共同参画推進にむけた新たな取組み、これまでの本町の計画の進捗状況をふまえ、さらなる男女共同参画の推進をはかるため、「女と男が輝く未来計画～第3次斑鳩町男女共同参画推進計画」を策定いたしました。

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀における最重要課題です。今後も、行政はもとより、住民、事業者、教育関係者、その他関係機関の方々とともに、積極的に施策の推進に取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、男女共同参画に関する住民意識調査にご協力くださいました住民の皆さま、貴重なご提言をいただきました斑鳩町男女共同参画推進委員会委員の皆さまをはじめ、ご協力を賜りました多くの皆さま方に、心から感謝申し上げます。

平成28年3月

斑鳩町長 小 城 利 重

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画のテーマ	3
4 計画の基本目標	4
5 計画の構成	4
6 計画の期間	5
第2章 計画策定の背景	7
1 男女共同参画に関する世界・国・奈良県の動き	8
2 斑鳩町の取組み	14
3 男女共同参画に関する社会の状況	15
（1）人口減少社会の到来、少子高齢化の進展	15
（2）結婚と世帯の変化	17
（3）就業環境の変化	18
第3章 計画の内容	23
計画の体系	24
基本目標1 男女共同参画社会実現にむけた意識づくり	25
基本方針1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革	26
基本方針2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	32
基本目標2 男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる基盤づくり	37
基本方針3 働く場における男女共同参画の推進	38
基本方針4 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	43
基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	47
基本方針5 働き方・働きかたの改善への支援	48
基本方針6 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の促進	54
基本目標4 男女間の暴力等を許さない社会づくり	61
基本方針7 男女間の暴力に関する意識啓発の推進	62
基本方針8 ハラスメントの防止対策の推進	66
基本目標5 誰もが安心して暮らせる環境づくり	69
基本方針9 性に対する理解と生涯を通じた男女の健康支援	70
基本方針10 援助を必要とする人への支援	73
基本方針11 防災・まちづくりにおける男女共同参画の推進	77

第4章 計画の推進	79
1 総合的な推進体制の整備	80
2 地域との連携	80
3 国・県等との連携	80
4 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針に基づく推進計画について..	81
5 男女共同参画施策の進行管理、評価の推進	82
資料	83
用語解説	84
斑鳩町男女共同参画推進委員会開催状況	87
斑鳩町男女共同参画推進委員会委員名簿	88
斑鳩町男女共同参画推進計画（諮問）	89
斑鳩町男女共同参画推進計画（答申）	90
男女共同参画社会基本法	91
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	94
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	99

第1章

計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

斑鳩町においては、平成8年（1996年）に「男女共同参画社会推進行動計画 ～女と男が輝く未来計画～」(以下、「第1次計画」という。)を策定し、平成16年（2004年）には「斑鳩町男女共同参画推進条例」を制定しました。また、平成18年（2006年）には、男女共同参画社会を取り巻く社会情勢やそれまでの施策の取組み状況をふまえるとともに、条例第9条の趣旨に基づき、第1次計画を改定し、「女と男が輝く未来計画 ～第2次斑鳩町男女共同参画推進計画～」(以下、「第2次計画」という。)を策定し、男女共同参画社会の実現にむけ、さまざまな施策を積極的にすすめています。

近年、人口減少時代を迎え、少子高齢化の進展をはじめ、社会経済や地域社会などの急速な変化を背景に、男女間の暴力に関する問題の多様化のほか、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や女性の活躍支援に関することなど、男女共同参画に関する新たな課題や取組みも求められています。

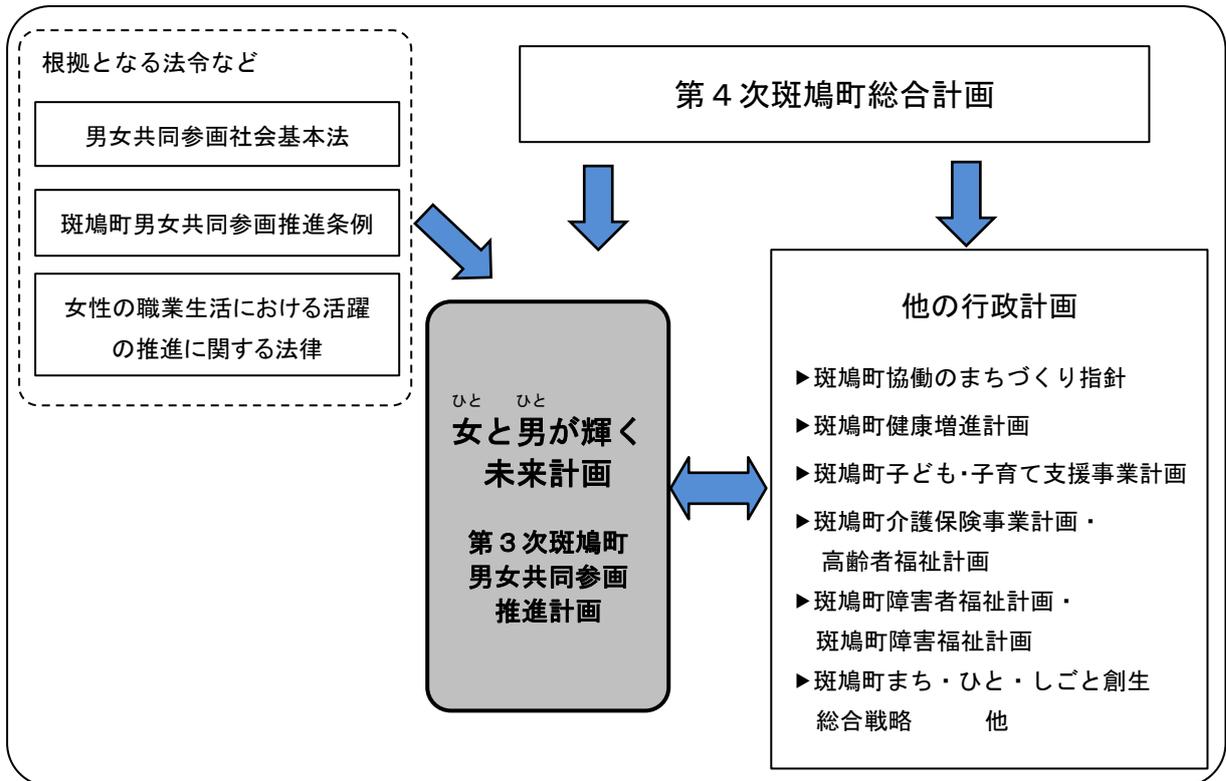
しかし、現在も性別による役割分担意識は根強く、それに基づく男女の不平等はいまだ解消されていないのが現状であり、政治や経済の場における女性の活躍が低調である一方で、子育てや介護、地域への男性の参加・参画はすすんでいないなど、多くの課題が残されています。

このような状況をふまえて、男女が社会の対等な構成員としてその個性と能力を發揮し、社会のあらゆる分野で活躍することができる男女共同参画社会を実現するための総合的な行動計画として、「女と男が輝く未来計画 ～第3次斑鳩町男女共同参画推進計画～」(以下、「第3次計画」という。)を策定し、この計画を行動指針に、住民、事業者、関係団体・機関、行政などが連携・協働のもと各種施策を推進するものとします。

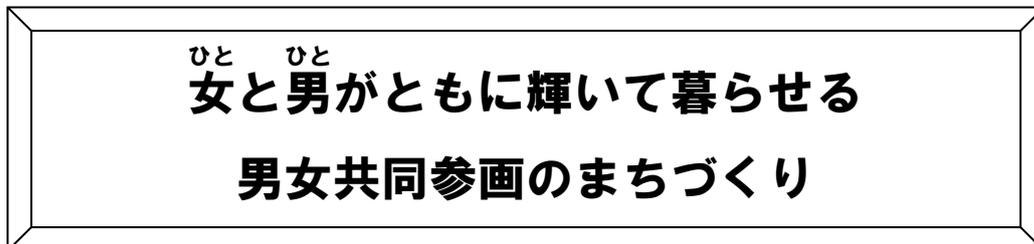
2 計画の位置づけ

- ①この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び「斑鳩町男女共同参画推進条例」第9条に基づいて、斑鳩町の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。
- ②この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条に基づく、本町における推進計画を含みます。
- ③この計画は、「第4次斑鳩町総合計画」を推進するための分野別計画で、子育て、保健、福祉などに関する計画と連携し、それらを男女共同参画の視点で横断的にとらえる役割を果たします。
- ④この計画は、町の施策を明らかにし、住民と事業者と町が一体となって行動するためのプログラムです。

【計画の位置づけ(イメージ図)】



3 計画のテーマ



誰もが輝いて、生き生きと暮らすことができるまちの実現のためには、まず、男性も女性も、人権尊重の意識を持ち、互いに敬愛し、信頼しあうことが重要です。

そして、その意識を行動に移し、どんなことでもそれぞれに個性を発揮し、協力しあわなければなりません。

また、このようなまちを実現するためには、誰もが温かくふれあって、安心できる明るい社会環境が必要です。

本町においては、上記テーマを計画のテーマとして掲げ、男女共同参画推進に取り組んでまいりましたが、計画の継続性、また平成26年度（2014年度）に実施した「男女共同参画に関する住民意識調査」の結果で明らかになった住民の意識・実態の現状により、計画のテーマに掲げたまちのすがたの実現は道半ばであることから、このテーマを本計画の理念として継承し、引き続き、男女がともに生き生きと活躍できる男女共同参画社会の実現をめざし取り組んでいくものとします。

4 計画の基本目標

第2次計画策定以降の社会動向や男女共同参画に関わる法制度の見直し等、新たな対応課題をふまえ、計画のテーマを実現するために、第3次計画では、今後10年間でめざす基本目標を次の5つとし、住民と事業者と町が一体となって取組みをすすめます。

基本目標 **1** 男女共同参画社会実現にむけた意識づくり

基本目標 **2** 男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる基盤づくり

基本目標 **3** ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

基本目標 **4** 男女間の暴力等を許さない社会づくり

基本目標 **5** 誰もが安心して暮らせる環境づくり

5 計画の構成

この計画は、計画のテーマを実現するための5つの基本目標と、それを実現するための11の「基本方針」、具体的な推進のための「基本施策」と「施策の内容」で構成されています。

「基本方針」では、「現状と課題」を明らかにしたうえで、今後の「施策の展開」の方向を示しています。

「基本施策」については、次の4つの視点に立った内容で構成しています。

- ①男女共同参画を推進するもの
- ②男女共同参画の推進に関連するもの
- ③男女共同参画を阻害する要因を除去するもの
- ④特に女性を対象とするもの

6 計画の期間

計画の期間は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）の10年間とします。ただし、今後の国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進をはかるため、必要に応じて見直しを行うこととします。

斑鳩町男女共同参画推進条例の基本理念（第3条）

（1）男女の人権の尊重

男女が人としての尊厳を重んぜられること、直接又は間接にかかわらず性別により差別した取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

（2）社会における制度又は慣習による影響への配慮

性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣習が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること。

（3）政策等の立案及び決定における共同参画の機会の確保

行政における政策又は事業者その他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保されること。

（4）家庭生活と職業生活等の社会における活動の両立

家庭を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動とその他の活動に共にかかわることができるようにすること。

（5）国際的視野の下での男女共同参画の推進

男女共同参画が世界の国々で取り組むべき課題であると認識し、広く国際的な視野の下で、積極的にその取組みを行うこと。

第2章

計画策定の背景

第2章 計画策定の背景

1 男女共同参画に関する世界・国・奈良県の動き

		世界の動き	国の動き
昭和50年 (1975年)		<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年(目標：平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議設置
国連婦人の10年 (1976～1985)	昭和52年 (1977年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定
	昭和54年 (1979年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連第34回総会 「女子差別撤廃条約*」採択 	
	昭和55年 (1980年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択 	
	昭和56年 (1981年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画後期重点目標」策定
昭和60年 (1985年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ戦略)」採択(1986～2000年) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」批准
昭和61年 (1986年)			<ul style="list-style-type: none"> 改正「国籍法」法施行(国籍の父母両系主義確立) 「男女雇用機会均等法*」施行
昭和62年 (1987年)			<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年にむけての新国内行動計画」策定
平成元年 (1989年)		<ul style="list-style-type: none"> 「子どもの権利条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領改訂(中学・高校家庭科の男女必修化)
平成2年 (1990年)		<ul style="list-style-type: none"> 国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採決 	
平成3年 (1991年)			<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年にむけての新国内行動計画」第1次改訂
平成4年 (1992年)			<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」施行 婦人問題担当大臣設置
平成5年 (1993年)		<ul style="list-style-type: none"> 世界人権会議(ウィーン) 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校の家庭科男女共修開始 「パートタイム労働法」施行
平成6年 (1994年)		<ul style="list-style-type: none"> 国際家族年 国際人口・開発会議*(カイロ) ILO「パートタイムに関する条約」及び勧告を採択 	<ul style="list-style-type: none"> 高校の家庭科男女共修開始 男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置
平成7年 (1995年)		<ul style="list-style-type: none"> 国連人権委員会 「女性に対する暴力をなくす決議」採択 第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「ILO 156号条約*」批准 「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) 「子育て支援総合計画(エンゼルプラン)」スタート

<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県の動き ○斑鳩町の動き
<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県婦人対策課設置
<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県女性センター開設 ・「奈良県婦人行動計画」策定
<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県婦人行動計画修正案」策定 ・奈良県婦人政策課を女性政策課に改称
<ul style="list-style-type: none"> ○総務部企画公室に女性施策担当を配置 ○「男女共同参画社会についての町民意識調査」実施

女子差別撤廃条約

あらゆる分野における性差別の撤廃をめざし、必要な措置を定めた条約です。

批准するためには条約の基準に達していない国内法の改正が必要であり、わが国では、昭和59年(1984年)の国籍法改正、昭和60年(1985年)の男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女共修化などの国内法を整備して、昭和60年(1985年)に批准しました。

男女雇用機会均等法

女性労働者が性別によって差別されることなく働くことができるよう、雇用環境の整備について定めた法律です。

平成11年(1999年)の改正では、募集、採用、昇進、配置について、女性に対する差別が禁止されました。また、違反企業の公表制度や、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する事業主の配慮義務などが新たに加えられました。

平成18年(2006年)には、男性に対する差別や間接差別の禁止、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等を盛り込んだ内容に改正され、平成19年(2007年)から施行されています。

国際人口・開発会議

人口爆発などの問題を話し合うため、昭和49年(1974年)から10年に1回、国連主催で開催されている国際会議です。

平成6年(1994年)のカイロ会議では、女性の地位向上と能力強化(エンパワーメント)が発展途上国・地域の人口問題の解決のために最も重要であるとされました。また、性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)という考え方が承認されました。

ILO 156号条約

育児や介護など家族的責任を持つ労働者が男女を問わず差別されずに働けること、職業生活と家庭的責任との調和をはかることをめざして国際労働機関(ILO)で採択された条約で、労働時間の短縮、男女ともに取れる育児休暇・看護休暇などについて盛り込まれています。

	世界の動き	日本の動き
平成8年 (1996年)	・第1回子どもの性の商業的搾取に関する世界会議(ストックホルム)	・「男女共同参画2000年プラン」策定
平成9年 (1997年)		・男女共同参画審議会設置(法律)
平成10年 (1998年)		
平成11年 (1999年)		・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・「 男女共同参画社会基本法* 」施行 ・「食料・農業・農村基本法」施行(女性の参画の促進を規定)
平成12年 (2000年)	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) 「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」採択	・「介護保険法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー行為規制法」施行 ・「児童虐待防止法」施行
平成13年 (2001年)		・男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・「 DV防止法* 」施行 ・第1回男女共同参画週間 ・閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」
平成14年 (2002年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇話会開催
平成15年 (2003年)		・男女共同参画推進本部決定「 女性のチャレンジ支援策* の推進について」 ・「 次世代育成支援対策推進法* 」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行 ・男女共同参画社会の将来像検討会開催 ・第4回・5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議
平成16年 (2004年)		・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・男女共同参画社会の将来像検討会報告書の取りまとめ ・「DV防止法」改正及び同法に基づく基本方針の策定
平成17年 (2005年)	・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定
平成18年 (2006年)		・「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定

<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県の動き ○斑鳩町の動き
<p>○県内町村では初めての男女共同参画社会推進行動計画「女と男が輝く未来計画」策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なら女性プラン21」策定
<p>○斑鳩町男女共同参画社会推進本部設置</p>
<p>○斑鳩町男女共同参画社会推進委員会設置</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県女性政策課を男女共同参画課に改称 ・「奈良県男女共同参画推進条例」施行 ○斑鳩町男女共同参画社会推進委員会より「斑鳩町男女共同参画社会推進委員会提言」提出
<ul style="list-style-type: none"> ・「なら男女共同参画プラン21(奈良県男女共同参画計画(なら女性プラン21改訂版))」策定 ・奈良県男女共同参画県民会議設置 ○「女と男が輝く未来計画」改定、「女と男が輝く未来計画実施計画」策定
<p>○県内町村では初めての「斑鳩町男女共同参画推進条例」施行</p>
<p>○「男女共同参画に関する住民意識調査」実施</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県「なら男女GENKIプラン(奈良県男女共同参画計画(第2次))」策定 ○「女と男が輝く未来計画ー第2次斑鳩町男女共同参画推進計画ー」策定

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、わが国の男女共同参画に関する制度や施策に関する基本方針などを明らかにした法律です。

男女共同参画社会の形成に関し、5つの基本理念と、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たさなくてはならない責務や、基本的施策が定められています。

DV防止法

配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的として、被害者の相談や一時保護、裁判所が発する接近禁止命令・退去命令などについて定めた法律です。この法律は次の改正が行われ、強化がはかられています。

平成16年(2004年):「保護命令の対象が離婚した元配偶者まで拡大」「退去命令の期間を2ヶ月に延長」「都道府県の基本計画の策定義務を規定」

平成19年(2007年):「保護命令制度の拡充」「市町村基本計画策定の努力義務」等
平成25年(2013年):「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても適用拡大」

女性のチャレンジ支援策

女性はその個性と能力を発揮することにより社会に活力をもたらす「暮らしの構造改革」の一環として取り組まれているもので、平成32年(2020年)までに指導的地位に占める女性の割合を30%以上にするを目標とする「ポジティブ・アクションの推進」や、チャレンジしたい女性が「いつでも、どこでも、だれでも」チャレンジできる「身近なチャレンジ支援の推進」が柱となっています。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにしたもので、特に、市町村、都道府県、事業主は、それぞれ行動計画を策定し、達成しようとする目標、内容、実施時期等を定めて取組みをすすめることとされています。

	世界の動き	日本の動き
平成19年 (2007年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章[*]」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・DV防止法の一部改正 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正
平成20年 (2008年)		
平成21年 (2009年)	<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃委員会の最終見解の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正
平成22年 (2010年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第54回国連婦人の地位委員会（北京＋15）の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定
平成23年 (2011年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「UN Women[*]」（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）発足 	
平成24年 (2012年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て支援法」制定 ・「女性の活躍促進による経済活性化」合同計画」策定
平成25年 (2013年)		<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止法の一部改正 ・「ストーカー行為規制法」一部改正 ・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言
平成26年 (2014年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 ・「日本再興戦略」改訂2014に『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる ・「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定 ・安倍内閣の「成長戦略」において「女性の活躍推進」が中核に据えられる ・「すべての女性が輝く政策パッケージ」決定、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）案」閣議決定
平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第59回国連婦人の地位委員会（北京＋20）の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活困窮者自立支援法」施行 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」制定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針[*]」閣議決定
平成28年 (2016年)		

<p>・奈良県の動き ○斑鳩町の動き</p>
<p>・「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）」策定</p>
<p>・奈良県男女共同参画課を女性支援課に改称</p>
<p>・「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」策定</p>
<p>○「男女共同参画に関する住民意識調査」実施</p>
<p>○「女と男が輝く未来計画－第3次斑鳩町男女共同参画推進計画－」策定</p>

仕事と生活の調和

（ワーク・ライフ・バランス）憲章

「憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされ、具体的には、次の三つの柱がワーク・ライフ・バランス社会の軸となります。

1. 就労による経済的自立が可能な社会
2. 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
3. 多様な働き方・生き方が選択できる社会

UN Women

平成22年(2010年)の国連総会決議において、既存のジェンダー関連4機関であるジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)、女性の地位向上部(DAW)、国連婦人開発基金(UNIFEM)、国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」として新たな機関が平成23年(2011年)1月に発足されました。

UN Women は、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントにむけた活動をリード、支援、統合する役割を果たしています。

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

平成27年(2015年)8月に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の第5条の規定に基づき策定。

これにより、平成28年(2016年)4月1日から、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進にむけた行動計画の策定などが新たに義務づけられることとなりました。

2 斑鳩町の取組み

本町では、かねてから生涯学習事業などで女性問題の視点を取り上げたり、保育園や高齢福祉サービスを充実させるなど、女性の社会参加を支援する施策の推進に努めてきました。

国内外で女性問題への関心が高まるなかで、平成6年（1994年）4月に総務部企画室に女性施策担当を配置、同年8月には「男女共同参画社会についての町民意識調査」を実施し、本格的に男女共同参画社会の実現をめざした取組みを開始しました。

平成8年（1996年）6月には、学識経験者や住民で組織する「斑鳩町男女共同参画社会推進懇話会」からの提言に基づき、県内町村では初めての男女共同参画社会推進行動計画「女と男が輝く未来計画」を策定しました。

その後、計画に基づき、女性セミナーの開催や子育て支援の充実などに取り組むとともに、平成10年（1998年）4月には、施策の進捗状況を管理し、計画を全庁的にすすめるために「斑鳩町男女共同参画社会推進本部」を設置しました。平成12年（2000年）10月には、男女共同参画社会の形成にむけて広く意見を求めるため、学識経験者や住民で組織する「斑鳩町男女共同参画社会推進委員会」を設置しました。委員会では、国内外の新しい動きや町施策の推進状況をふまえ、計画の見直しと実施計画の策定について審議がすすめられ、平成13年（2002年）10月に「斑鳩町男女共同参画社会推進委員会提言」が提出されました。この提言に基づき、平成14年（2002年）3月、「女と男が輝く未来計画」を改定し、「女と男が輝く未来計画実施計画」を策定しました。

平成16年（2004年）4月には、県内町村では初めての条例となる「斑鳩町男女共同参画推進条例」を制定し、平成18年（2006年）3月には「女と男が輝く未来計画－第2次斑鳩町男女共同参画推進計画－」を策定し、さらなる男女共同参画社会にむけて施策の充実をはかるべく体制を整えてきました。

こうしたなか、平成26年（2014年）12月、「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施、学識経験者や住民で組織する「斑鳩町男女共同参画推進委員会」や庁内組織である「斑鳩町男女共同参画社会推進本部」において新計画策定にむけての審議をすすめ、平成28年（2016年）3月に本計画を策定し、男女共同参画をめぐる新たな課題の解決にむけた取組みをすすめようとしています。

3 男女共同参画に関する社会の状況

(1) 人口減少社会の到来、少子高齢化の進展

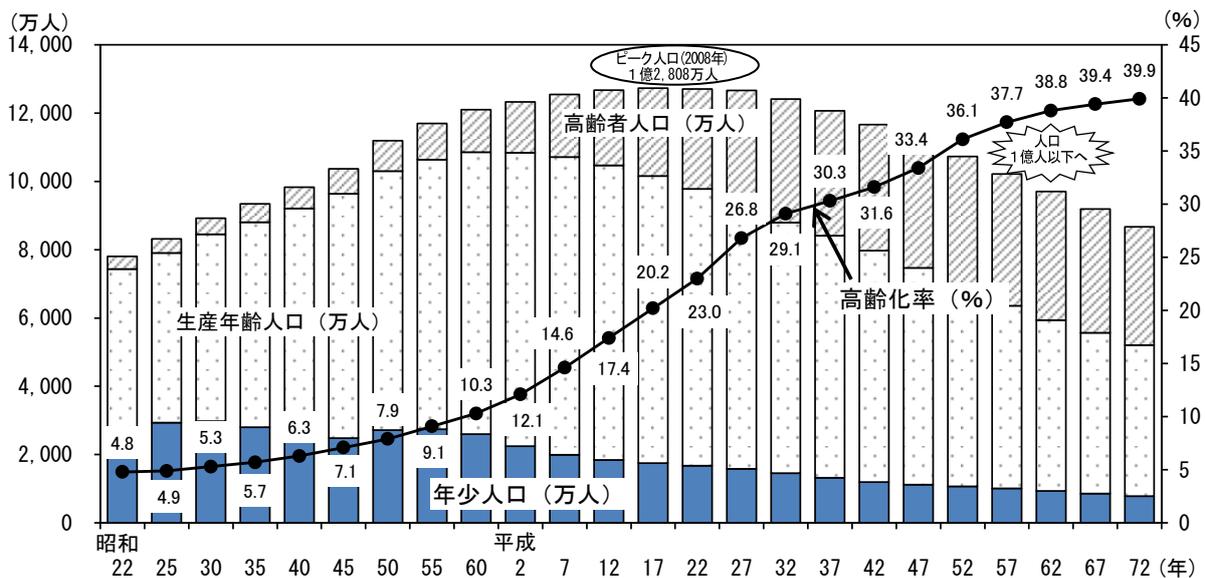
国立社会保障・人口問題研究所によれば、わが国の人口は昭和25年(1950年)以降、一貫して増加していましたが、平成20年(2008年)をピークに人口減少局面に入り、平成72年(2060年)には8,674万人程度にまで減少すると推計されています。

また、わが国は世界有数の長寿国である一方で、出生率の低下は著しく、平成37年には高齢化率が30%を超えるという超高齢社会を迎えると予測されています。

本町においても、平成7年から平成22年の「0歳～14歳(年少人口)」および「15歳～64歳(生産年齢人口)」の割合は減少し、「65歳以上(高齢人口)」は増加しています。平成22年の高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)をみると24.1%と全国平均(23.0%)より高く、「65歳以上(高齢人口)」が「0歳～14歳(年少人口)」を上回り、少子・高齢化の進展がみられます。

こうした状況の中で、持続的で活力のある社会を築くためには、最大の社会資源である「ひと」一人ひとりの能力を最大限に発揮できる社会をつくり上げていくことが必要となります。

高齢化率と年齢3区分別人口(全国)



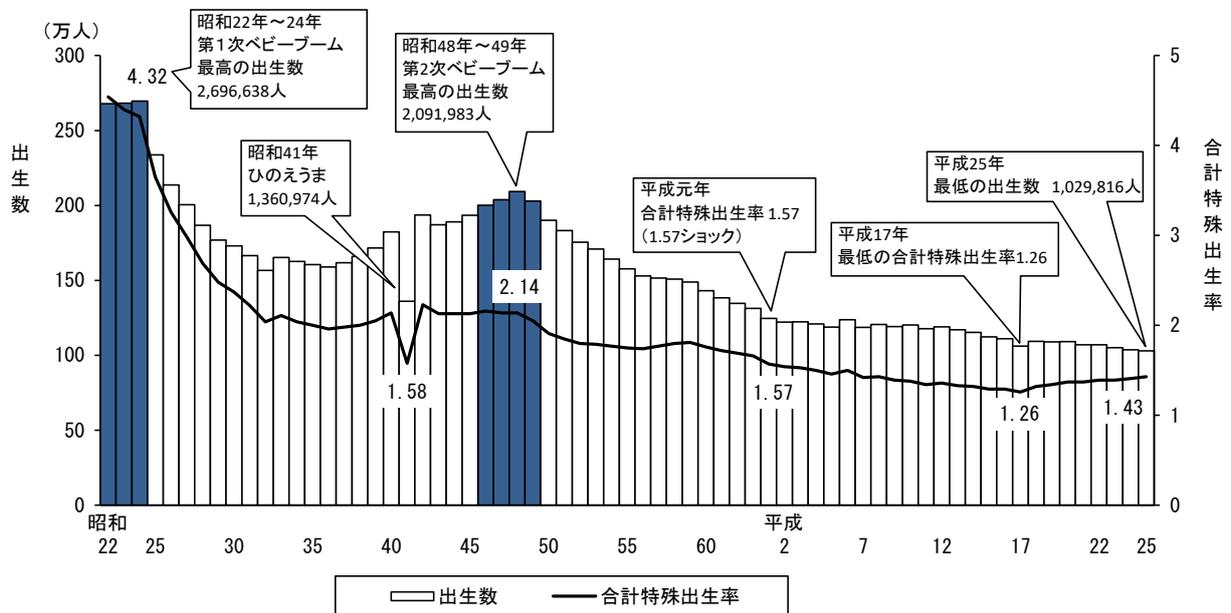
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2012年1月推計)

高齢化率と年齢3区分別人口(斑鳩町)

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	人	%	人	%	人	%	人	%
総人口	28,371	100.0	28,566	100.0	27,816	100.0	27,734	100.0
0～14歳 (年少人口)	4,525	15.9	4,143	14.5	3,839	13.8	3,798	13.7
15～64歳 (生産年齢人口)	20,076	70.8	19,836	69.4	18,499	66.5	17,167	61.9
65歳以上 (老年人口)	3,764	13.3	4,526	15.8	5,477	19.7	6,697	24.1
高齢化率 (%)	13.3		15.8		19.7		24.1	

資料：総務省「国勢調査」

出生数及び合計特殊出生率の推移(全国)



資料：厚生労働省「人口動態調査」

出生数と合計特殊出生率

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
出生数	斑鳩町	208	230	221	217	229	268	255	233	236
合計特殊出生率	全国	1.54	1.42	1.36	1.26	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43
	奈良県	1.49	1.36	1.3	1.19	1.23	1.29	1.27	1.32	1.31
	斑鳩町	S63-H4 1.43	H5-9 1.32	H10-14 1.18	H15-19 1.15	1.25	1.47	1.42	1.33	1.43

斑鳩町の合計特殊出生率：平成17年までベイズ推定値、平成21～25年は郡山保健所

資料：厚生労働省「人口動態調査」

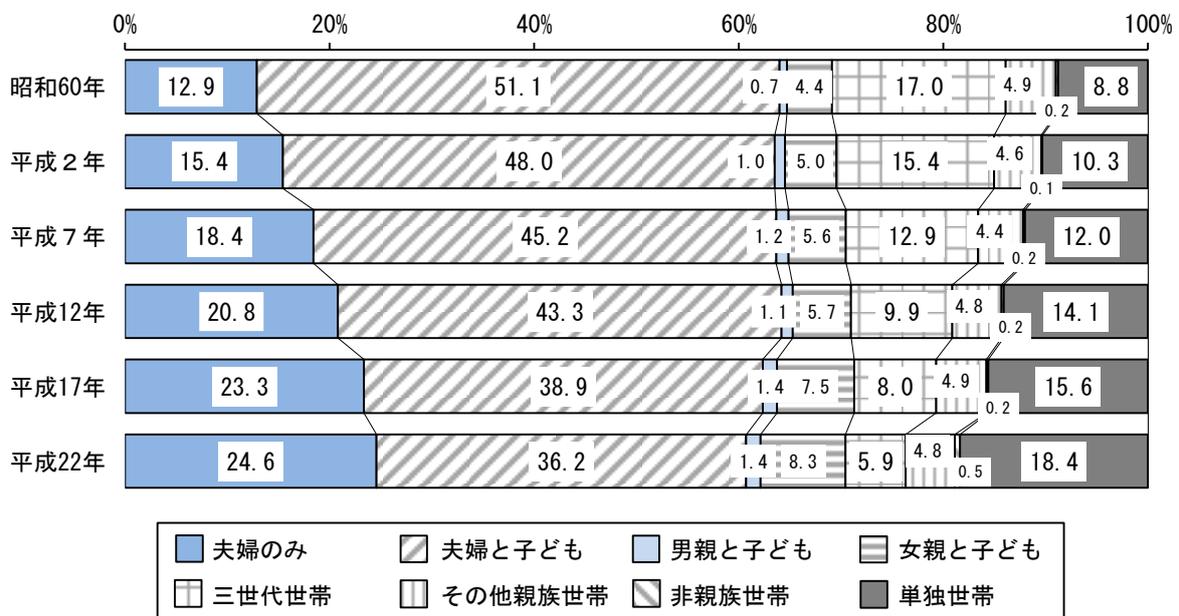
(2) 結婚と世帯の変化

世帯構成をみると、これまで多数を占めていた夫婦と子、あるいは三世帯世帯が減少し、夫婦のみ世帯、ひとり暮らし世帯(単独世帯)、ひとり親と子の世帯が増加しており、家族の規模が縮小すると同時に、家族形態の多様化がすすんでいます。

また、男女の平均初婚年齢や生涯未婚率は年々上昇し、離婚率も上昇しています。本町においても離婚率は20年前に比べて上昇しており、全国を上回っています。

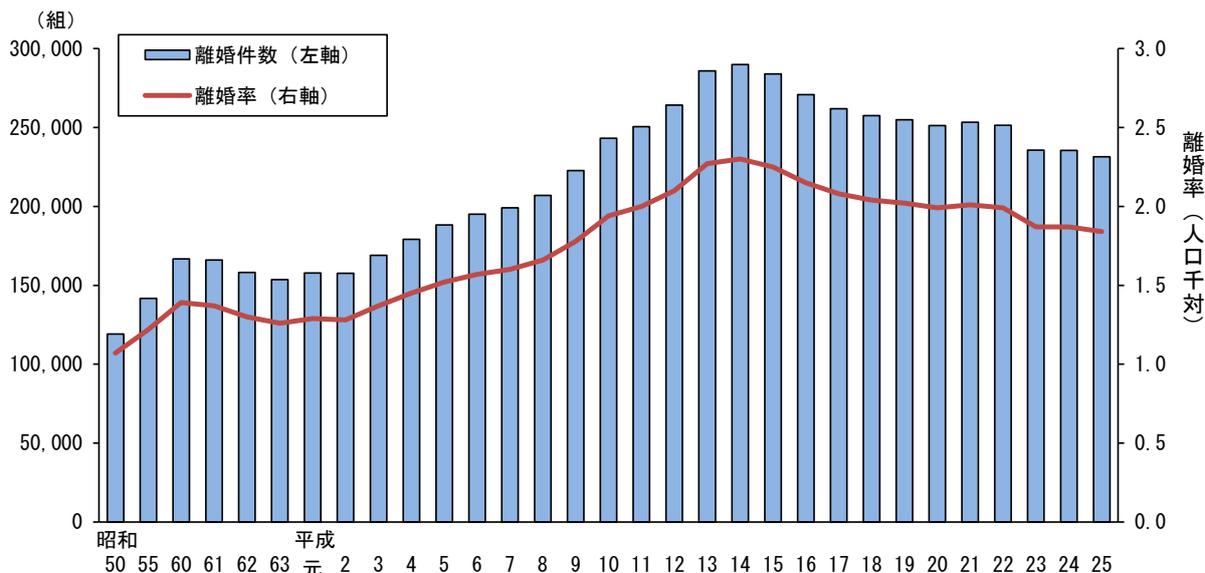
男女の平均初婚年齢や生涯未婚率、離婚率の上昇の背景には、女性の社会進出とともに、結婚や離婚に関する考え方の変化があります。平成26年度に行った「男女共同参画に関する住民意識調査」によれば、「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」に「賛成」と回答する人の割合が、20歳～50歳代の男女でそれぞれ5割を超えるという結果となっています。

世帯類型別構成比の推移(斑鳩町)



資料：総務省「国勢調査」

離婚件数と離婚率の推移（全国）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

離婚件数・離婚率の推移（斑鳩町）

	平成5年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
離婚件数	55	68	66	87	90	93	95	95	104	78	84	78	113	79	66	74	84
離婚率	1.92	2.32	2.25	2.98	3.09	3.21	3.29	3.30	3.61	2.72	2.95	2.73	3.94	2.76	2.31	2.60	2.96

資料：住民生活部 住民課

（3）就業環境の変化

女性の高学歴化や男女雇用機会均等法などの法整備がすすむにつれ、働く女性が増え、雇用の場における女性の存在は大きくなりつつあります。

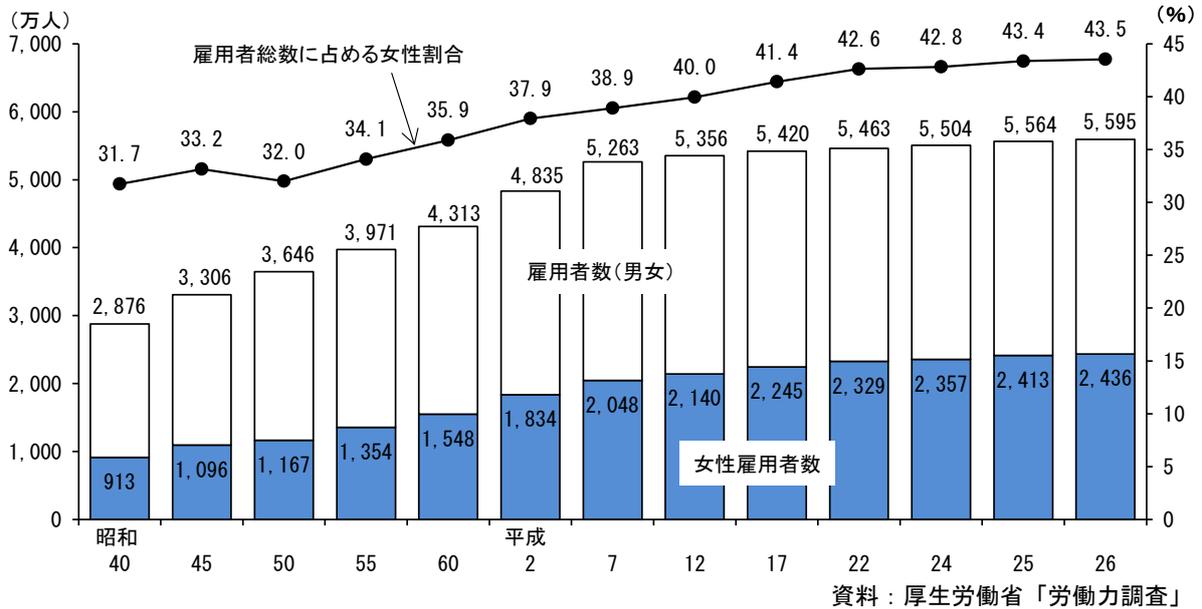
平成26年（2014年）の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、女性49.2%、男性70.4%、就業率は、女性47.6%、男性67.7%となっています。また、就業構造をみると、正規雇用率（就業者に占める正規雇用者の割合）では、女性が37.4%に対して男性は62.6%と大きく上回る一方、パート・アルバイトでは、女性38.2%に対して男性は8.4%にとどまっています。

また、男女別の所定内給与（所得税等を控除する前の給与から残業代を差し引いた額）は、男性を100とした場合、女性は、平成16年は68.8、平成26年には73.1となっており、その差は縮小してはいるものの、まだまだ男女の格差が大きいことには変わりはありません。

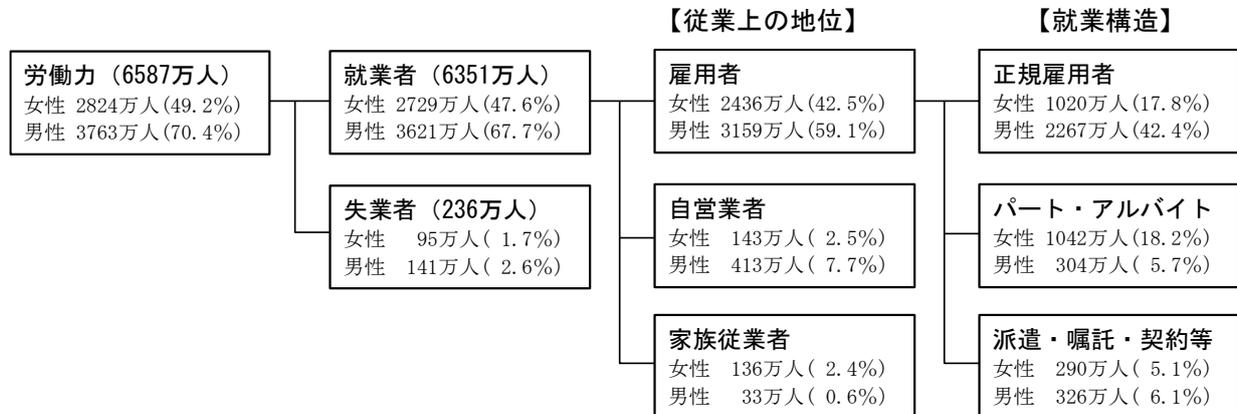
1990年代に入ると、「雇用者の共働き世帯」が「専業主婦の世帯」を上回るようになり、生活上では「男は外で働き、女は家庭で家事・育児・介護をする」という性別役割分担はくずれつつあることから、共働き世帯の仕事と子育ての両立支援が大きな社会的課題になっています。

他方、次代を担う若者たちの就業状況はといえば、経済は低成長期に入り、フリーターなど若年層の非正規社員が増加しています。こうした状況は、結婚をためらう若者を増やし、少子化へ拍車をかけている状況を生んでいます。

雇用者数の推移（全国）



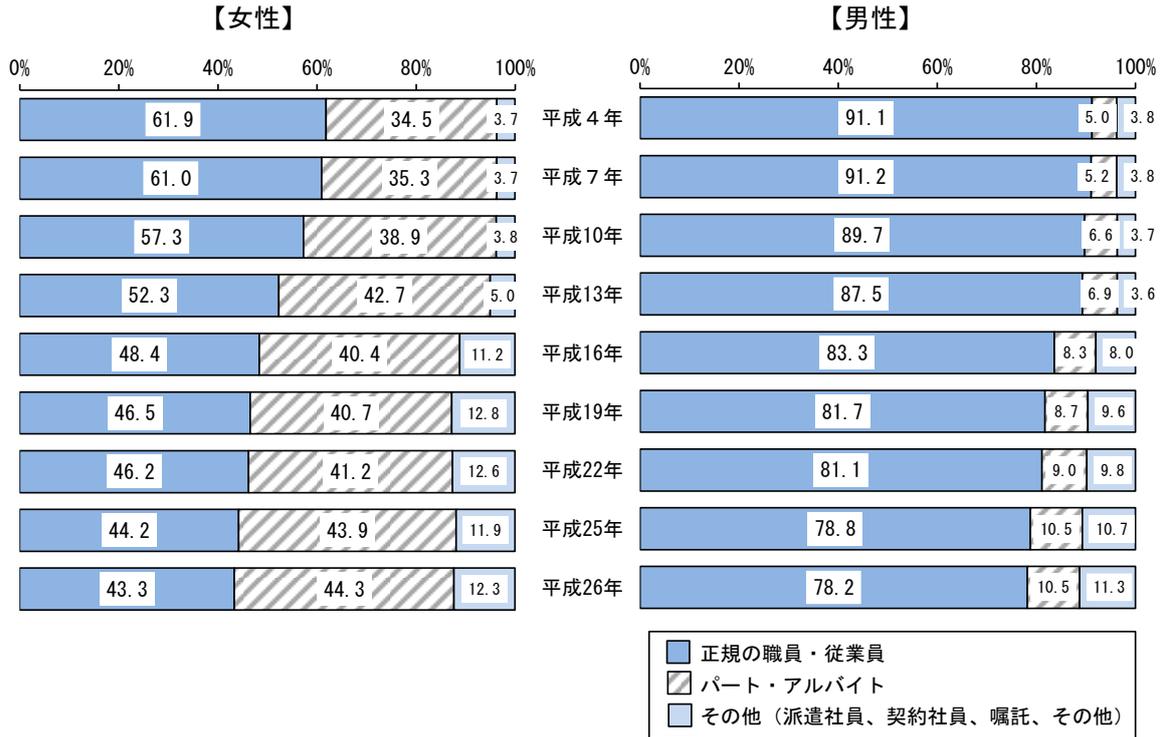
男女別の雇用をめぐる状況（平成26年）



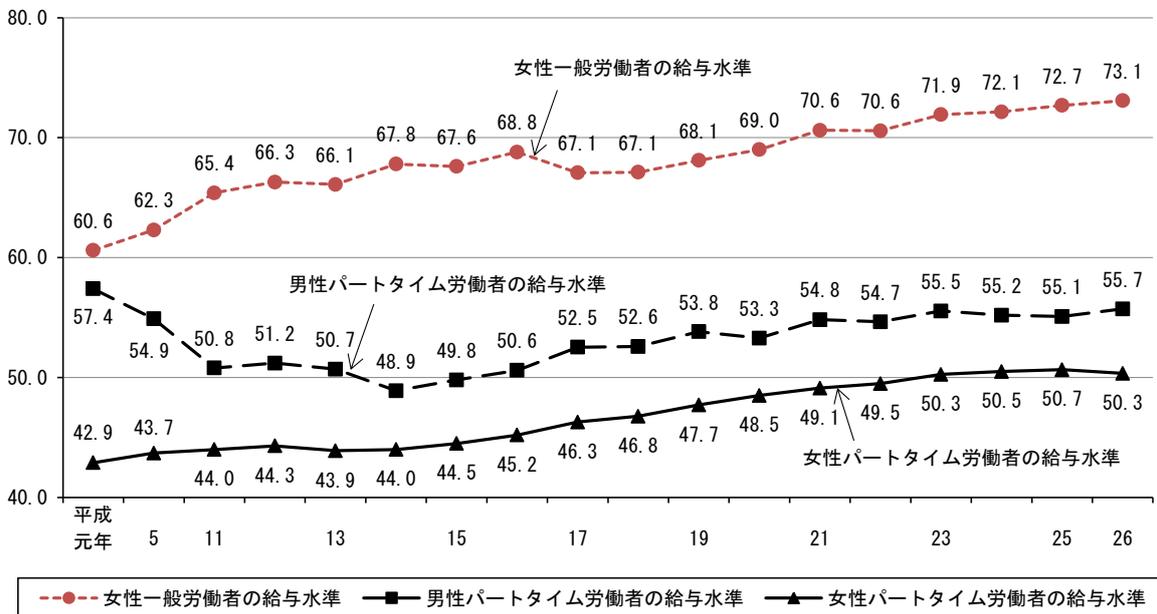
※従業員および就業構造の()内は就業者に占める割合、それ以外は15歳以上人口に占める割合

資料：厚生労働省「労働力調査」

短時間雇用者数の推移（全国）



労働者の1時間あたり平均所定内給与格差の推移（男性一般労働者＝100）



人間開発に関する指標の国際比較

HDI (人間開発指数)

順位	国名	HDI
1	ノルウェー	0.944
2	オーストラリア	0.933
3	スイス	0.917
4	オランダ	0.915
5	米国	0.914
6	ドイツ	0.911
7	ニュージーランド	0.910
8	カナダ	0.902
9	シンガポール	0.901
10	デンマーク	0.900
11	アイルランド	0.899
12	スウェーデン	0.898
13	アイスランド	0.895
14	英国	0.892
15	香港	0.891
16	韓国	0.891
17	日本	0.890
18	リヒテンシュタイン	0.889
19	イスラエル	0.888
20	フランス	0.884

GII (ジェンダー不平等指数)

順位	国名	GII
1	スロベニア	0.021
2	スイス	0.030
3	ドイツ	0.046
4	スウェーデン	0.054
5	デンマーク	0.056
5	オーストリア	0.056
7	オランダ	0.057
8	イタリア	0.067
9	ノルウェー	0.068
9	ベルギー	0.068
11	フィンランド	0.075
12	フランス	0.080
13	チェコ	0.087
14	アイスランド	0.088
15	シンガポール	0.090
	...	
23	カナダ	0.136
23	キプロス	0.136
25	日本	0.138
26	ポーランド	0.139

(2013年)

資料：国連開発計画 (UNDP) 「人間開発報告書 2014」

※

HDI 人間開発指数 (Human Development Index)

「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。具体的には、平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、調整済み一人当たり国民所得を用いて算出している。

GII ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)

ジェンダー不平等指数(GII)は、リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)、エンパワーメント、労働市場への参加の3つの側面における達成度の女性と男性の間の不平等を映し出す指標である。値は、0(女性と男性が完全に平等な場合)～1(すべての側面において、男女の一方が他方より不利な状況に置かれている場合)の間の数字で表される。

第3章

計画の内容

第3章 計画の内容

計画の体系

基本目標	基本方針	基本施策
1 男女共同参画社会実現にむけた意識づくり	1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革	① 男女平等意識を高めるための啓発 ② 人権尊重意識に基づく情報学習と情報発信の推進
	2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	① 教育・保育における男女共同参画教育の推進 ② 男女共同参画の視点に立った社会教育・生涯学習の推進
2 男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる基盤づくり	3 働く場における男女共同参画の推進	① 事業者における方針決定過程への男女共同参画促進 ② 女性の人材活用とチャレンジ支援
	4 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	① 町における政策・方針決定過程への男女共同参画推進 ② 地域活動等における方針決定過程への男女共同参画推進
3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	5 働き方・働かせ方の改善への支援	① ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発 ② 職場におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
	6 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の促進	① 家事や子育て・介護など家庭生活への男女の参加促進 ② 男女がともに地域活動等に参画しやすい環境づくり ③ 子育てや介護などの負担軽減のための支援の充実
4 男女間の暴力等を許さない社会づくり	7 男女間の暴力に関する意識啓発の推進	① DV根絶にむけた意識啓発の推進 ② DV根絶のための学習機会の提供 ③ DV防止のための関係機関との連携強化 ④ 被害者に対する相談・支援体制の充実
	8 ハラスメントの防止対策の推進	① ハラスメント防止のための啓発の推進 ② 庁内でのハラスメント対応体制の整備
5 誰もが安心して暮らせる環境づくり	9 性に対する理解と生涯を通じた男女の健康支援	① 性を理解・尊重するための教育と啓発 ② 男女の心身の健康づくりへの支援 ③ 妊娠・出産等への支援
	10 援助を必要とする人の支援	① ひとり親家庭等への支援の充実 ② 在住外国人家庭への支援の充実 ③ 高齢者や障がいのある人への支援の充実
	11 防災・まちづくりにおける男女共同参画の推進	① 男女共同参画の視点での地域活性化のためのまちづくりの推進 ② 男女共同参画の視点での防災対策の推進

基本目標 1 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

基本方針 1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革

- 男女平等意識を高めるための啓発
- 人権尊重意識に基づく情報学習と情報発信の推進

基本方針 2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- 教育・保育における男女共同参画教育の推進
- 男女共同参画の視点に立った社会教育・生涯学習の推進



基本方針 1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革

【現状と課題】

国において、男女間の不平等の解消、社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進などの取組みが始まってから40年が経過しているにもかかわらず、私たちが無意識に行っている行為やしきたりの中には、依然、男性優位の考え方に基づくものや男女不平等なものは少なくありません。

平成26年度に実施した「斑鳩町男女共同参画に関する住民意識調査」（以下「住民意識調査」といいます。）の結果をみると、特に「職場」「社会通念・慣習・しきたり」「政治の場」「社会全体でみた場合」では、男性の方が優遇されていると感じている割合は男女ともに5割を超えています。また、いずれの項目も男性優遇の割合は男性に比べ女性の方が高く、男女間で認識のずれがみられます。さらに、比較的平等の評価が高い「学校教育の場」をはじめ、「職場」や「地域活動・社会活動の場」「法律や制度上」などでは、女性が感じている平等の割合は平成16年度に実施した前回の調査に比べ今回は低下し、社会のさまざまな分野において男女の不平等感が依然根強いことがわかります。

今なお、男性中心の社会構造にあることから、男女共同参画の視点をもって社会のあらゆる慣習やしきたり、制度のあり方等を見直していくことが必要です。

子どもを「男らしく、女らしく育てるほうがよい」と考えている傾向は男性で、また高年代ほど強く、男性や年配者で「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）にとらわれている様子がうかがえます。

また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割分担意識については、男女とも反対が賛成を上回り、国や奈良県の割合より高くなっているものの、賛成の割合は依然、男性の方が高く、性別による固定的な役割分担意識は、男性に根強く残っている様子がうかがえます。さらに男性の60歳代及び女性の70歳以上の各年代で固定的な役割分担意識が強い状況となっています。

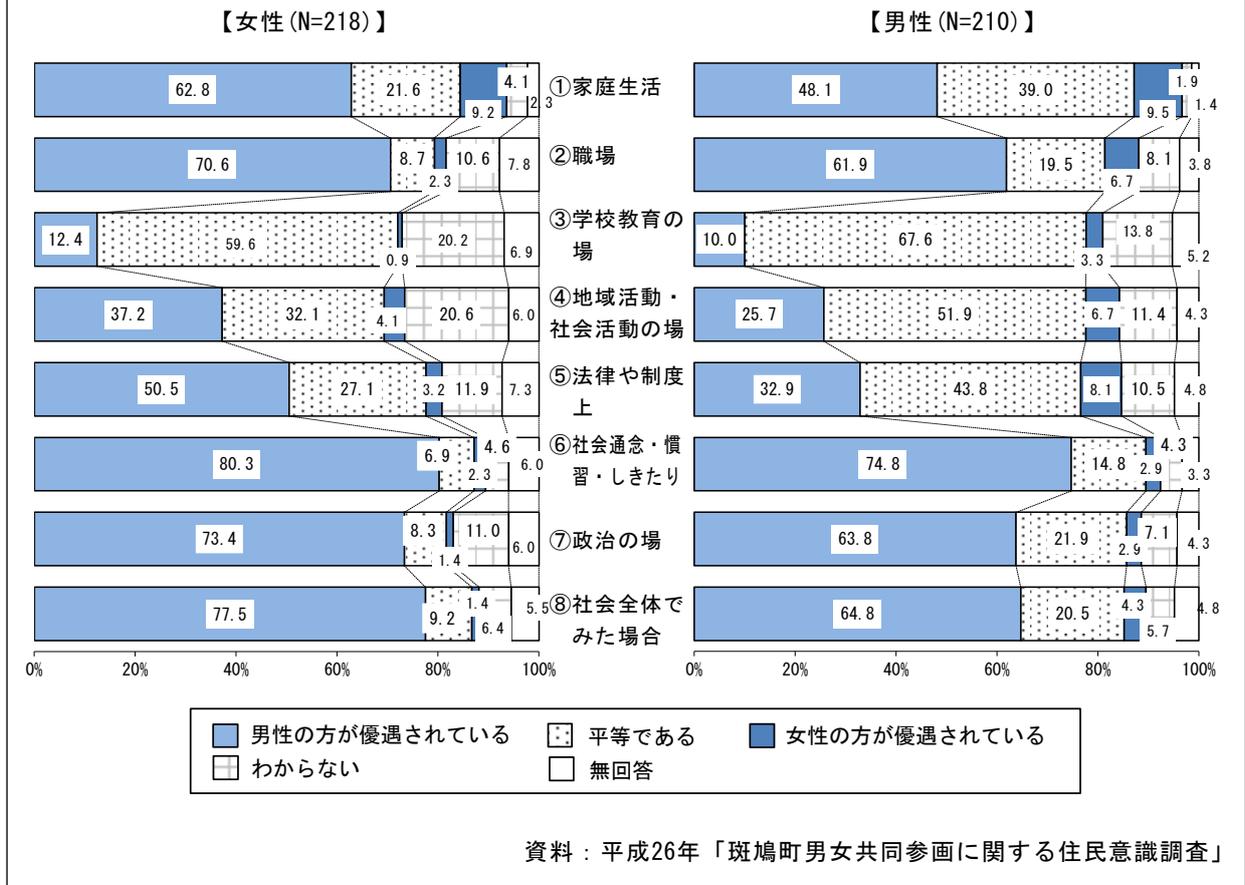
「女はこうあるべき」「男はこうあるべき」と性別によって決めつける考え方や固定的な性別役割分担意識は、男女の個人としての能力発揮や活動の選択の幅を狭め、結果として、女性も男性も自分らしく生きていく権利を侵害されることとなります。

家庭、職場、地域、学校など暮らしのさまざまな場面におけるしくみや習慣などに深く根付いている性別役割分担意識を解消し、性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力が発揮できる社会システムの構築をはじめ、男女共同参画の視点をもって社会のあらゆる慣習やしきたりを見直すことの重要性について、ライフステージの各段階に応じた教育・啓発が引き続き必要です。

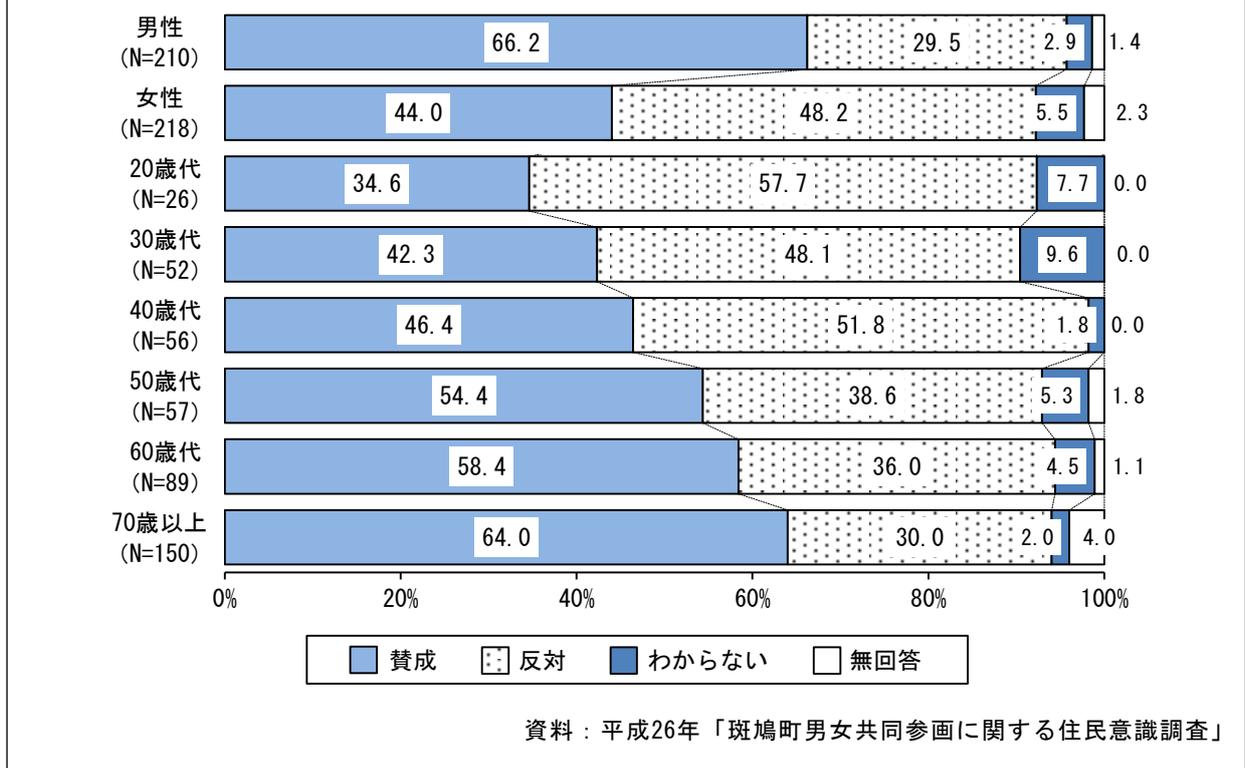
【施策の展開】

家庭、職場、地域、学校など、暮らしのさまざまな場面におけるしくみや習慣を男女共同参画の視点に立って見直し、人権尊重意識と男女平等意識の浸透をはかるために、さまざまな場面であらゆる人々に対する幅広い広報・啓発活動や情報提供を積極的に展開します。

男女の地位の平等感（性別）

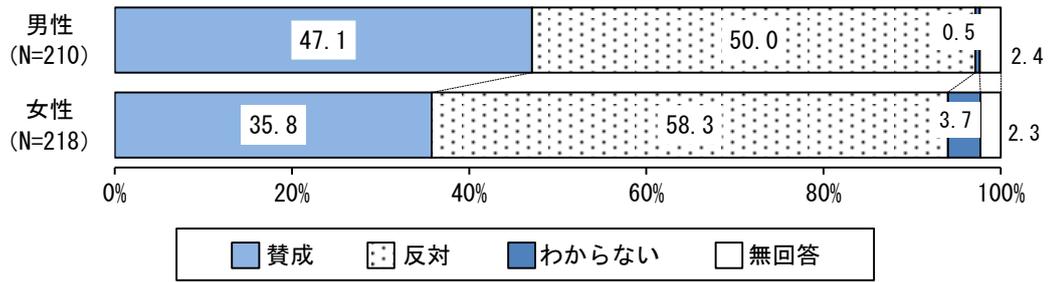


結婚観・家庭観『子育てについて、男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるほうがよい』（性別・年代別）

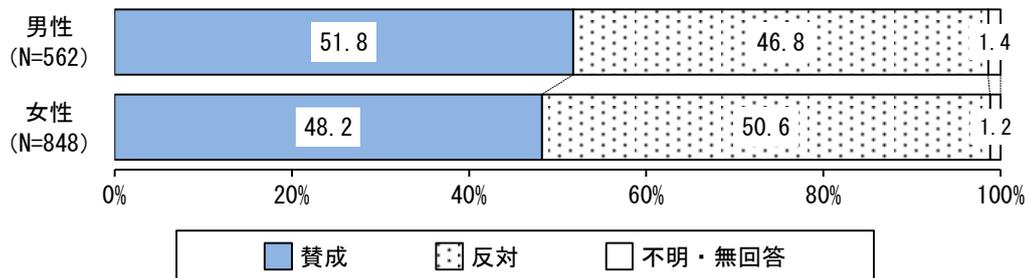


結婚観・家庭観『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである』（性別）

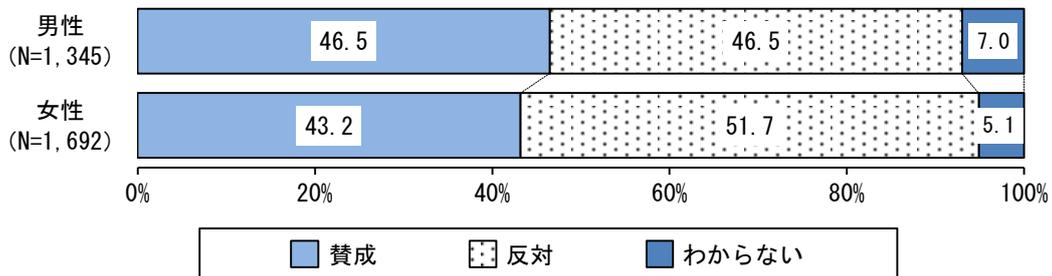
【斑鳩町】



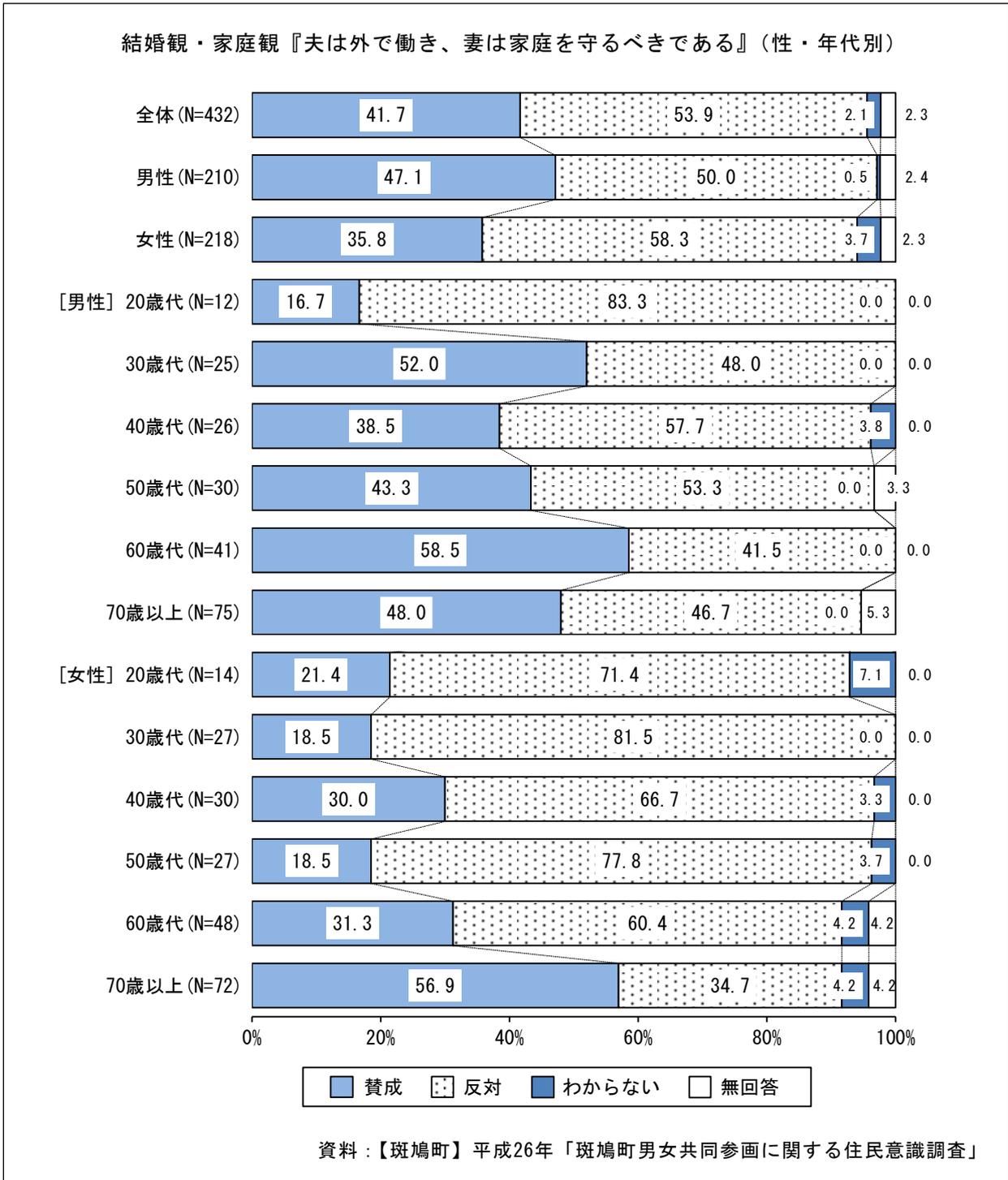
【奈良県調査】



【国調査】



資料：【斑鳩町】平成26年「斑鳩町男女共同参画に関する住民意識調査」
 【奈良県調査】平成26年「女性の社会参加に関する意識調査」
 【国調査】平成26年度「女性の活躍推進に関する世論調査」（内閣府）



【基本施策①】 男女平等意識を高めるための啓発

男女共同参画の視点に立って、これまで当たり前とされてきた習慣やしきたりを見直し、男女がともに仕事、家庭、地域活動などのバランスのとれた生き方ができるように男女平等意識を高めていきます。

(1) 固定的な性別役割分担意識の払拭と男女共同参画の視点に立った習慣やしきたりの見直し

家庭、地域、職場などの習慣やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担意識や性差別的な考え方を払拭するため、地域で活動する団体への情報提供や支援を充実するとともに、住民の男女共同参画に関する意識の現状を分析し、男女平等意識の啓発の効果について把握します。

<主な事業>

- 男女共同参画推進グループへの情報提供・支援の実施
- 男女共同参画に関する住民意識調査の実施

(2) 多様な媒体や機会を通じた広報・啓発の実施

広報紙やホームページなど多様な媒体の活用や、男女共同参画週間や人権週間などのさまざまな機会を通じて、男女共同参画についての意識啓発を行います。

<主な事業>

- 広報紙への啓発記事の掲載
- ホームページへの啓発ページの掲載
- 「男女共同参画週間」におけるパネル展示、図書展示の実施
- 「差別をなくす強調月間」における町民集会の実施
- 「人権週間」における講演会の開催、街頭啓発の実施
- 人権セミナーの開催
- 男女共同参画に関する行政出前講座の実施

(3) 法律・制度の理解を深めるための学習機会の提供

男女共同参画社会実現のために整備されてきたさまざまな法律や制度の存在のみならず、法律上保証されている権利、人権侵害にあたる行為などについて理解を深めるための学習機会を充実します。

<主な事業>

- 消費者相談の実施
- 生涯学習講座の開催

【基本施策②】 人権尊重意識に基づく情報学習と情報発信の推進

町が発信する情報において、性別に基づく固定観念にとらわれない表現を用いるとともに、情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力（メディア・リテラシー）の向上のための支援を行っていきます。

（１）性差別につながらない表現の推進

町が発行する広報紙、刊行物、ポスターなどには、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージが社会に浸透していくような表現を用い、男女平等意識の浸透をはかります。

＜主な事業＞

- 表現ガイドラインの作成

（２）情報活用能力に関する情報や学習機会の提供

性別役割を固定化した表現や女性に対する差別を見抜くことができるよう、情報に対する判断力や情報の活用力を高めるための情報や学習機会を提供します。

＜主な事業＞

- 小学校・中学校における情報教育の推進

みんなで取り組もう!

住民・事業者のみなさんにできること

- 日常のさまざまな場面におけるしくみや習慣の中にある固定的な性別役割分担意識を変えていきましょう。
- 女性に関する法律や条約を勉強してみましょう。
- 「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）に敏感な視点でテレビや新聞・雑誌などのメディアをチェックしてみましょう。

基本方針2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

【現状と課題】

家庭での教育や学校教育、そして生涯を通じた教育・学習は、男女平等意識や人権意識をはぐくみ、一人ひとりの個性や能力にあった多様な生き方を選択することができる力をつけるために大きな役割を果たします。

子どもたちの男女平等意識をはぐくむには、家庭での教育力を高めるための学習機会を充実させていくことが必要です。

また、保育園・幼稚園・学校においては、性別にとらわれず、一人ひとりの個性を尊重し、自立能力を高めるための指導によって、自分らしく、誇り高く生きていけるよう、男女平等教育を推進していく必要があります。

さらに、これまでの社会システムが大きく変化し、今後ますます地球規模での交流がすすむと考えられます。そのような時代に柔軟に対応していくためには、男女共同参画についての正しい意識を持ち、主体的に考え、行動できる人材が求められています。生涯にわたり、多様な学習機会が確保され、男女が互いの人格と人権を尊重する意識を育てる教育が必要です。

【施策の展開】

「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）にとらわれずに、男女共同参画についての正しい意識や自立した考え方と行動を身につけられるよう、家庭、学校、地域における男女平等に関する教育・学習の推進をはかります。



【基本施策①】 教育・保育における男女共同参画教育の推進

本町においては、男女混合名簿の採用など学校運営に関する習慣の改革や、副読本を用いた男女平等教育、中学校における職業体験等を通じた職業観をはぐくむ教育を実施しています。今後はさらに、人権教育の一環として、男女平等教育をすすめていきます。

(1) 男女平等の視点に立った教育・保育環境の整備

教育・保育の場において、実質的な男女平等を実現し、一人ひとりが個性を伸ばし、能力を発揮できるよう、教育・保育環境を整備します。

<主な事業>

- 教材などの点検・改善

(2) 男女平等の視点に立ったキャリア教育の実施

男女がともに「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）にとらわれず、各人の生き方や適性にあった進路を選択する能力・態度を身につけられるよう、男女平等の視点に立ったキャリア教育を実施します。

<主な事業>

- 職業体験・保育体験の実施

(3) 保育者・教職員の意識啓発と資質向上の推進

男女平等の視点に立った保育・教育がすすめられるよう、保育者・教職員の意識啓発と資質の向上のための研修や資料を充実させます。

<主な事業>

- 教職員研修の実施
- 保育士研修の実施

(4) 保護者に対する意識啓発の実施

家庭において性別役割分担意識を再生産させることなく男女平等意識を浸透させることができるよう、PTAや地域の団体と協力して、情報交換や学習の場を提供します。

<主な事業>

- PTA活動や保護者会活動における男女共同参画の推進
- 家庭教育学級の実施

【基本施策②】 男女共同参画の視点に立った社会教育・生涯学習の推進

住民の学習ニーズに応え、講座などの多様化・高度化に努めます。また、自主的学習活動の促進を支援するとともに、自主グループの結成や活動の支援を行います。

(1) 男女共同参画の視点に立った講座の開催

男女共同参画の視点に立った社会教育や生涯学習を推進するため、地域で活動する学習団体への情報提供・支援に努めるとともに、公民館などでの各種教室・講座などの学習内容・方法等の充実をはかります。

<主な事業>

- 男女共同参画推進グループへの情報提供・支援の実施
- 公民館教室等の開催

(2) 女性の能力開化（エンパワーメント）につながる講座の開催

女性が仲間とともに学ぶことで、自分の内なる力を発揮し、地域や社会を変える力をはぐくむために活動する学習団体への情報提供・支援に努めるとともに、各種講座などの充実をはかります。

<主な事業>

- 男女共同参画推進グループへの情報提供・支援の実施

(3) 男女共同参画の視点で活動する団体等の育成と支援

男女共同参画の視点で活動する団体等への情報提供を充実するとともに、活動の活性化がはかれるよう支援します。

<主な事業>

- 女性のエンパワーメント補助金の交付
- 男女共同参画推進団体に対する情報提供

(4) 生涯学習リーダーへの女性の登用と男女共同参画に関する研修の充実

社会教育主事、スポーツ指導者、青少年指導員などへの女性の登用を促進するとともに、男女共同参画の視点を持って各種事業がすすめられるよう、生涯学習におけるリーダーの研修を充実します。

<主な事業>

- 生涯学習推進計画の推進
- 生涯学習リーダーに対する研修の実施

みんなで取り組みよう！

住民・事業者のみなさんにできること

- 「男の子だから」、「女の子だから」と決めつけず、一人ひとりの個性や特性に応じて子どもに接しましょう。
- 性別にとらわれず、可能性を追求して進路選択をしましょう。
- 学校の行事やクラブ活動の役割分担で、男女の差がないか見直しましょう。
- 男女共同参画に関する学習機会を積極的に活用しましょう。



基本目標2 男女がともに社会のあらゆる分野に 参画できる基盤づくり

基本方針3 働く場における男女共同参画の推進

- 事業者における方針決定過程への男女共同参画促進
- 女性の人材活用とチャレンジ支援

基本方針4 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

- 町における政策・方針決定過程への男女共同参画推進
- 地域活動等における方針決定過程への男女共同参画促進



基本方針3 働く場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

働く場においては、男女の均等な雇用機会と待遇の確保がはかられ、一人ひとりの意欲と能力を生かせる就業環境の整備・充実をはかることが重要です。しかし、現実には、男女間での賃金の格差のほか、昇進・昇格、就業形態など職場における就業の機会や待遇には依然として男女の差があるのが現状です。

「住民意識調査」の結果でも、管理職などの意思決定を行う管理的部門や指導的地位への女性の登用が少ない理由について、「家庭における責任を多く担っているため、責任ある仕事につきにくいから」（46.3%）や「登用する側に男性優先の意識や、女性管理職に対する不安感があるから」（37.0%）が多く、固定的な性別役割分担や男性優遇、女性の能力を正當に評価しない風潮が依然強くなっています。

今後、職場における方針決定の場に女性の参画を拡大していくためには、事業者・団体において、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の方策により積極的に女性の参画、活用をすすめていくことが求められます。

一方、平成25年度の労働力調査による男女の就労形態は、男性の就業者のうち約6割が正社員に対し、女性の正社員は4割以下と、多くがパート・臨時職員として雇用されています。女性が就職や就業継続できるよう、仕事と家庭への両立支援や、出産・子育てなどでいったん仕事を中断した女性が再就職にむけて、再びチャレンジできる学習機会などの提供の充実が必要です。

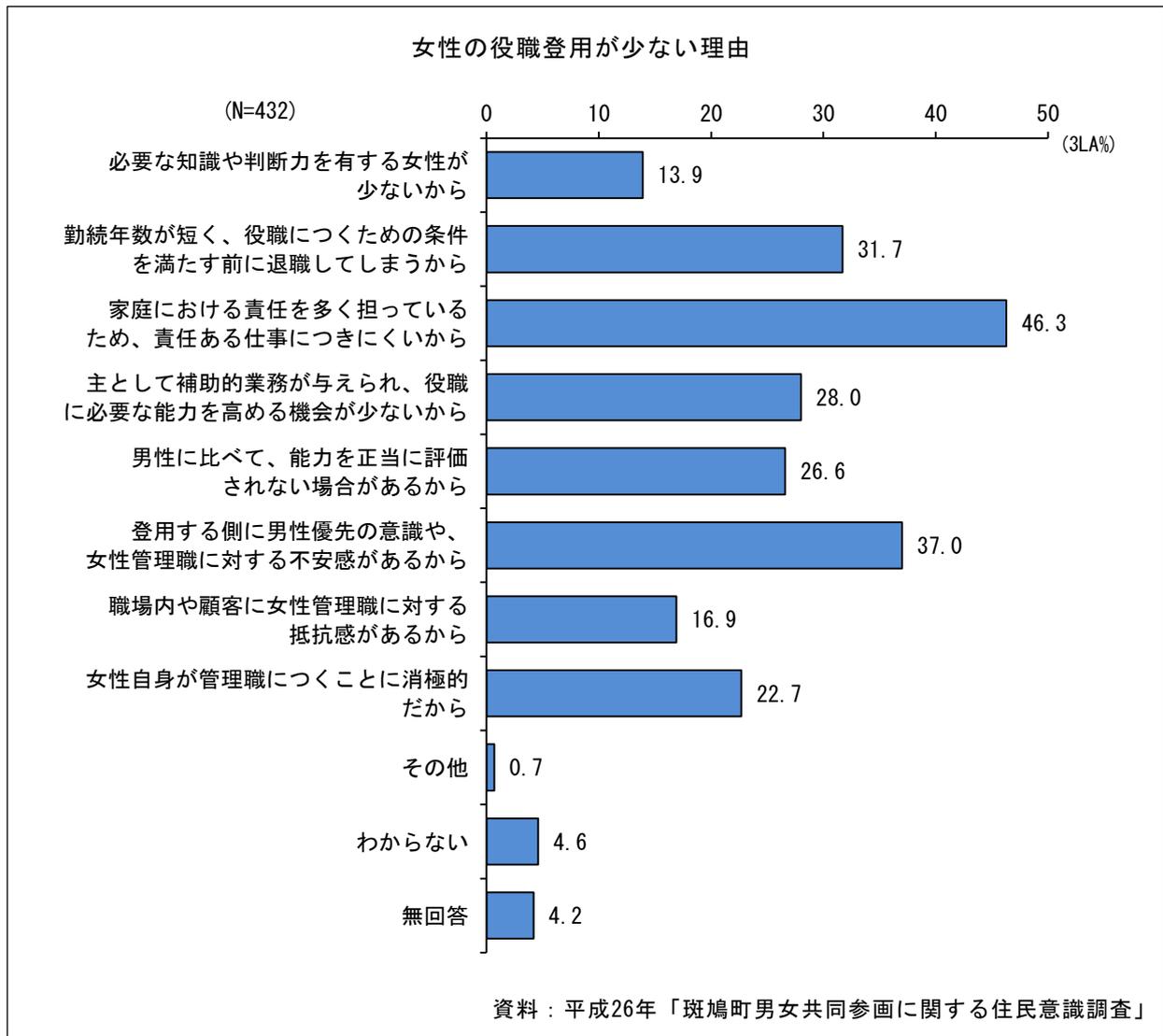
国においては、それらを強く是正するため、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）を制定し、同年9月にはこの法律に基づき「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を策定しています。この法律では、平成28年4月から、労働者301人以上の大企業に対し、基本方針をふまえ、女性の活躍推進にむけた「一般事業主行動計画」の策定などを新たに義務づけ、女性の採用比率や管理職の割合等の数値目標の設定と公表を求めています（ただし、300人以下の企業は努力義務）。

また、都道府県や市町村に対しても、基本方針等を勘案して、女性の職業生活における活躍に関する「特定事業主行動計画」の策定を義務として課しています。

今後は、女性活躍推進法の趣旨について住民や企業（事業者）に普及・啓発し、就労意欲のある女性の就労希望を叶えたり職場でのキャリアアップを実現したりできる就業・雇用環境の整備について官民一体となって取り組むことが必要です。

【施策の展開】

事業者への積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進を働きかけるとともに、女性活躍推進法の基本的な考え方をふまえ、就業意欲の高い女性とそのライフスタイルにあった就業ができるよう、意欲や能力を向上させるための学習機会や情報の提供、事業者における人材としての活用促進などの支援を関係機関との連携のもと推進します。



【基本施策①】 事業者における方針決定過程への男女共同参画促進

意欲と能力のある女性の採用や管理・監督者への登用の促進など、女性が男性とともに能力を十分に発揮できる環境づくりについて事業者や関係機関と連携し推進します。

(1) 事業者における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進

固定的な性別役割分担意識に基づく習慣や社会通念から生じる働く場での男女の格差解消のために、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の周知と理解をすすめます。

また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について周知するとともに、女性の職業生活における活躍推進への取組みに対する国による支援措置などについて情報提供をはかるなど、企業において女性の積極的活用がすすむよう働きかけます。

＜主な事業＞

- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定についての啓発
- 女性の活躍推進への取組みに対する国の支援措置の周知
- 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）についての啓発
- 労働局等関係機関との連携

【基本施策②】 女性の人材活用とチャレンジ支援

事業者に対して女性の能力活用についての理解を促すとともに、女性自身が能力を開化させるための支援を行います。

(1) 女性の就労を支援するための情報提供の充実

働く場における均等待遇を確保するための法知識や女性をめぐる労働問題についての情報提供の充実をはかります。

＜主な事業＞

- 広報紙への啓発記事の掲載
- 関係法規等に関する情報提供
- 労働局等関係機関との連携

(2) 女性の能力開発・技術習得のための講座の充実

女性の職業能力や職業意識の向上をはかるため、職業訓練等に関する情報や資料を提供するとともに、職業能力習得のための講座を開催します。

また、女性の職業能力の向上をはかるため、職場における研修・訓練などの機会を拡充するよう、事業者に働きかけます。

＜主な事業＞

- 男女共同参画社会づくりセミナーの開催
- 労働局等関係機関との連携

(3) 女性の再就職のための情報提供や講座の開催

再就職を希望する女性のための能力開発、技術習得に関する情報提供や講座の充実をはかります。また、再雇用制度について、事業者に対し積極的に情報を提供し、導入を働きかけていきます。

＜主な事業＞

- 労働局等関係機関との連携による情報提供
- 再雇用制度の導入促進

(4) 自営業や農業に携わる女性への情報提供とネットワーク支援の充実

自営業や農業に携わる女性が十分に能力を発揮できるよう、情報提供やお互いを支えあえるようなネットワークづくりの支援を行います。また、家族従業者の役割に対する意識啓発をすすめます。

<主な事業>

- 女性農業者の育成・支援
- 商工会との連携
- 家族経営協定等に関する情報提供

(5) 多様な働き方に関する情報提供や相談の充実

誰もが能力を十分発揮することができる働き方を選択することができるよう、派遣労働、在宅ワーク、起業、コミュニティ・ビジネス等、多様な働き方に関する情報提供の充実に努めます。また、就労に関する多様な相談に対応するため、関係機関と連携し、相談の充実をはかります。

<主な事業>

- 女性活躍推進法に基づく多様な働き方の実現にむけた国の支援措置の周知
- 多様な働き方についての情報提供
- 女性のための相談の実施
- 相談窓口に関する情報提供

(6) 新規創業をめざす女性に対する支援

本町における女性の雇用・就労の場の確保の観点から、「斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、子育て中の女性や創業希望がある女性等に対し、起業や新規創業に係るさまざまな支援を行います。

<主な事業>

- 起業に対する相談・支援
- 子育て女性等就業・起業の支援
- テレワーク機能を備えた創業支援センターの設立

みんなで取り組もう！

住民・事業者のみなさんにできること

- 事業者は、女性の能力を積極的に活用し、管理職に登用しましょう。
- 研修・講座などを活用して技術力や経営力の向上をはかり、女性も経営に積極的に参画しましょう。
- 再就労をめざす女性は、働きたい気持ちを大切に、自分らしく働くための知識や技能を身に付けましょう。
- 家族経営による商工業や農業においては、男女のよりよいパートナーシップのもとで経営を考えましょう。



基本方針4 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

【現状と課題】

近年、女性の社会進出がすすむなか、女性たちは、社会のさまざまな分野で活躍するようになりました。しかし、政策や方針の決定過程などの重要な場は、ほとんどが男性によって占められ、そうした場への女性の参画はまだまだすすんでいないのが現状です。

本町の各種審議会における女性委員の割合の推移をみると、平成26年（2014年）3月末時点では28.9%で、平成21年（2009年）の25.5%に比べると上昇しているものの、男性の占める割合のほうが依然高くなっています。「住民意識調査」の結果では、地域活動等における男女の役割分担の問題点として、「活動に男性の参加が少ない」や「準備や片付けは女性が行う」など、地域活動の実行は女性が担っているのに対し、「団体の長には男性が就く」や「方針や企画等の決定は男性が行う」など、意思決定の役割は男性が担うなど、旧来からの慣習が依然受け継がれている状況にあります。

このように、本町においても、政治、行政、地域の中のさまざまな組織の方針決定過程において、人口の半分を占める女性の意見が十分に反映されていない現状がみられます。

誰もが住みよい社会をつくるためには、男女が社会の対等な構成員として尊重され、職場、家庭、地域社会など、あらゆる分野にともに参画し、意見や考え方を反映させていくことが大切です。

あらゆる分野で男女双方の意見や考え方が対等に反映されるようにするためには、政策・方針決定の場への女性の登用をすすめると同時に、女性自身がそうした場に参画するための力をつけていくことが重要です。

【施策の展開】

政策・方針決定過程への参画に性別による偏りをなくするための環境整備をはかるとともに、政策・方針決定過程において女性が力を発揮できるようにするための支援を充実します。

斑鳩町の審議会等における女性委員割合の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
実数	298人	326人	335人	385人	375人	394人
女性委員数	76人	88人	91人	112人	106人	114人
女性委員割合	25.5%	27.0%	27.2%	29.1%	28.3%	28.9%

資料：斑鳩町（各年3月末現在）

【基本施策①】 町における政策・方針決定過程への男女共同参画推進

女性の意見や考えを積極的に町政に反映させるため、各審議会等の状況に応じた方法を用いて女性の登用拡大をすすめます。

町職員においては、「斑鳩町人材育成基本方針」に基づいて男女の区別なく人材育成を行い、管理職への女性の登用を促進します。

(1) 審議会等の女性委員割合35%以上の実現

計画の中間年である平成32年度には30%、最終年の平成37年度には35%以上の登用率を目標とします。また、女性委員がゼロの審議会等の解消に努めます。

<主な事業>

- 審議会等の女性登用の拡大
- 各種団体等への協力要請
- 女性の人材の発掘と採用

(2) 町管理職の女性割合20%以上の実現

女性職員の職務内容の見直しや職務能力向上をはかり、計画の最終年の平成37年度には20%以上の登用率を目標とします。

<主な事業>

- 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進
- 女性の参画に対する意識の高揚
- 適正な人事配置・職域の拡大
- 女性職員の管理職への育成・登用の推進



【基本施策②】 地域活動等における方針決定過程への男女共同参画促進

住みよい地域社会を築くために、男性中心の習慣やしきたりを見直し、方針決定過程へ女性の意見や考え方を反映させるように促します。

(1) 各種団体や地域活動団体等の方針決定過程への女性の参画促進

各種団体等に対して、さまざまな機会をとらえて、男女共同参画の重要性やその効果を啓発し、方針決定過程への女性登用を促進します。

また、自治会やPTA、子ども会などの活動では、実質的な活動には女性が多く参加しているにもかかわらず、方針決定の場はほとんど男性が占めている場合が少なくありません。性別による固定的な役割意識を解消し、方針決定過程への女性の参画を促進します。

<主な事業>

- 自治会等役員への女性登用の拡大
- 男女共同参画に関する行政出前講座の実施

みんなで取り組もう！

住民・事業者のみなさんにできること

- 責任ある立場に選ばれたときには、積極的に引き受けましょう。
- 町政に関心を持ち、意見反映の機会や場に積極的に参画しましょう。
- 自治会やPTAなどの役員に、女性を積極的に登用しましょう。



基本目標3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

基本方針5 働き方・働かせ方の改善への支援

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発
- 職場におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

基本方針6 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の促進

- 家事や子育て・介護など家庭生活への男女の参加促進
- 男女がともに地域活動等に参画しやすい環境づくり
- 子育てや介護などの負担軽減のための支援の充実



基本方針5 働き方・働かせ方の改善への支援

【現状と課題】

男女雇用機会均等法をはじめとする労働に関する法律や制度は整備されつつあるものの、出産による退職の習慣や賃金の格差、職務分担の違い、セクシュアル・ハラスメント、女性の管理職への登用率の低さなど、さまざまな面で男女の不平等が存在しています。一方、長年こうした状況にあったことで、女性の側には、責任を伴う仕事を敬遠するような意識もみられます。

急速な人口減少時代をむかえた今日、社会の活性化のためには、女性と男性がともに社会の担い手として働くことが不可欠です。また、女性が働くことを通じて自らの能力を高めることは、女性の地位向上にも大きな役割を果たします。

しかし、女性の働き方は、いったん就職しても、その後、結婚・出産・子育てなどで退職し、子育て後にパートタイムなどで再就職する人が多く、年齢階級別労働力率はM字型を描いています。「住民意識調査」の結果をみても、フルタイム勤務希望は、20・30歳代では6割を超えるものの、女性のその割合は男性の半分で、パート勤務や結婚・出産後は退職希望が比較的多いなど、女性が家庭や仕事上の問題を克服でき、男性と同等に働きやすい環境には、未だ至っていない状況です。

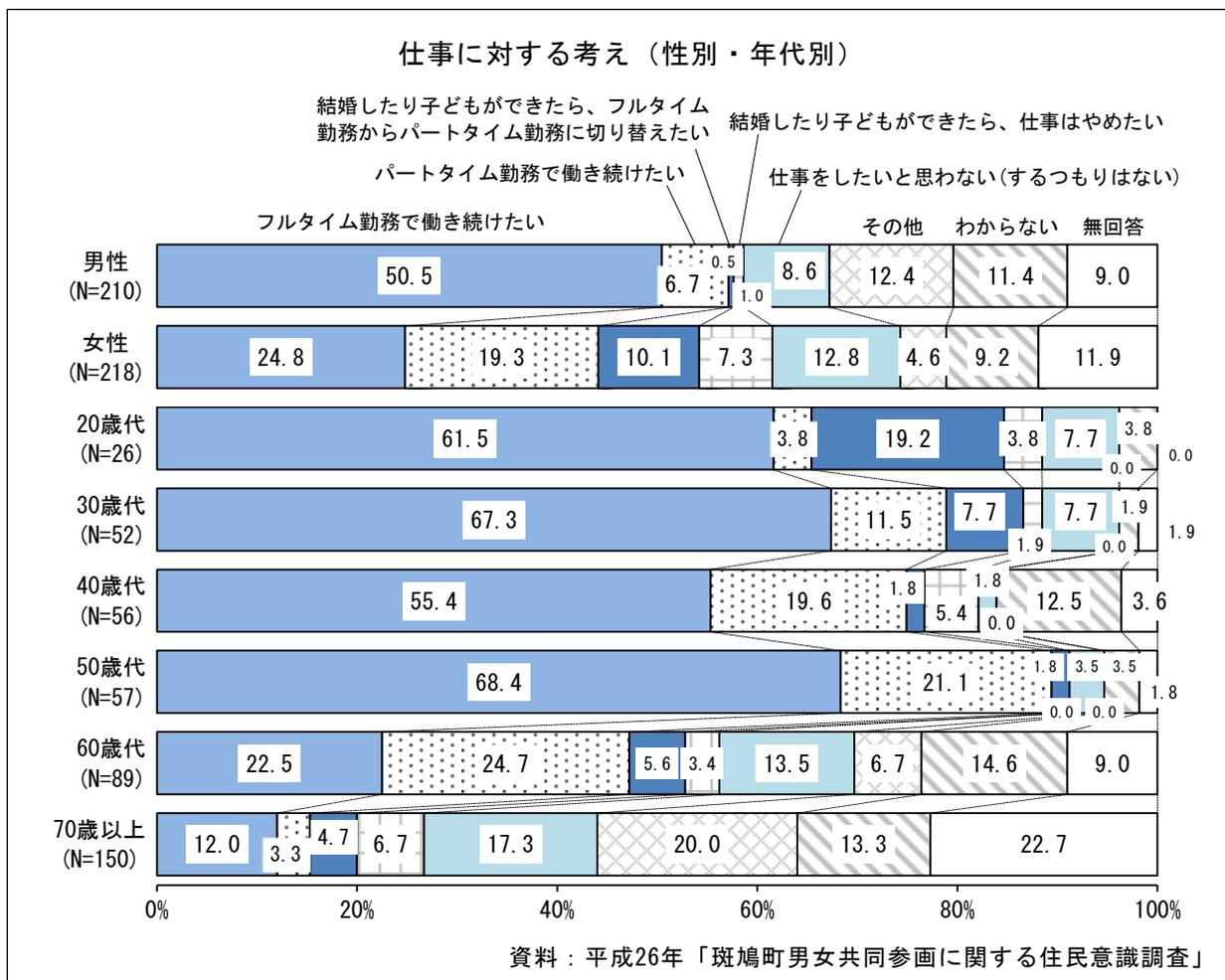
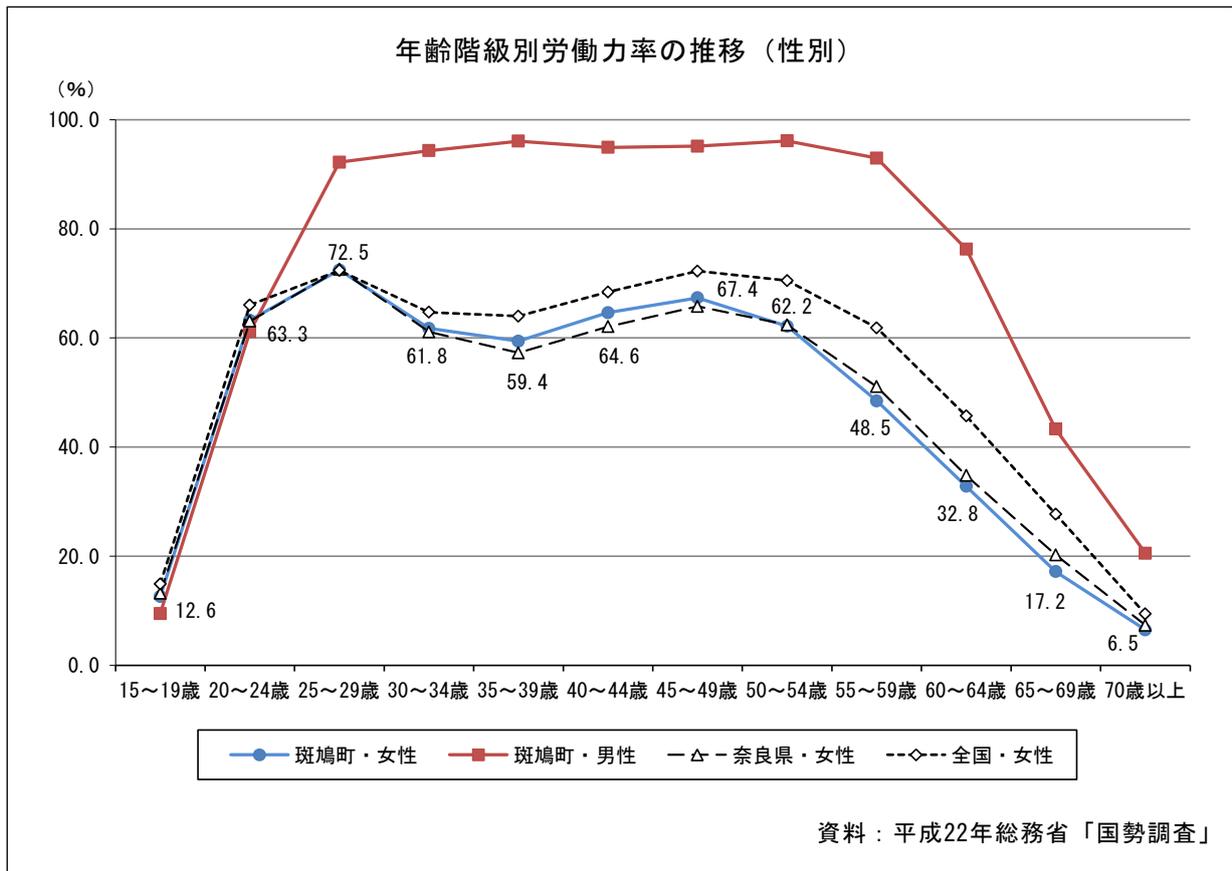
一方、男性においては、長時間労働など仕事を中心とした生活スタイルは変わらず、積極的に子育てや介護などの家庭責任を担っていくことは、物理的にも精神的にも困難な状況です。女性活躍推進法では、企業トップや管理職の意識改革、特に男性の意識改革と長年培われてきた男性中心の職場風土の改革を求めるとともに、長時間労働の是正や子育てをしながらでも安心して就業できる子育て支援の充実など、職業生活と家庭生活の両立をはかるための環境整備を求めています。しかしながら、「住民意識調査」の結果をみると、『仕事』と『家庭生活』と『プライベートな時間』いずれも優先したいや、『仕事』と『家庭生活』をともに優先したいを理想として考えている男性は多くなっていますが、実際は『仕事』を最優先にしている」が4割程度を占めています。理想と現実が一致するためには、労働時間の短縮など就業環境の整備をはかるとともに、これまでの働き方を見直し、多様な働き方を受け入れ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）がはかれた社会づくりに寄与するための取組みが必要です。

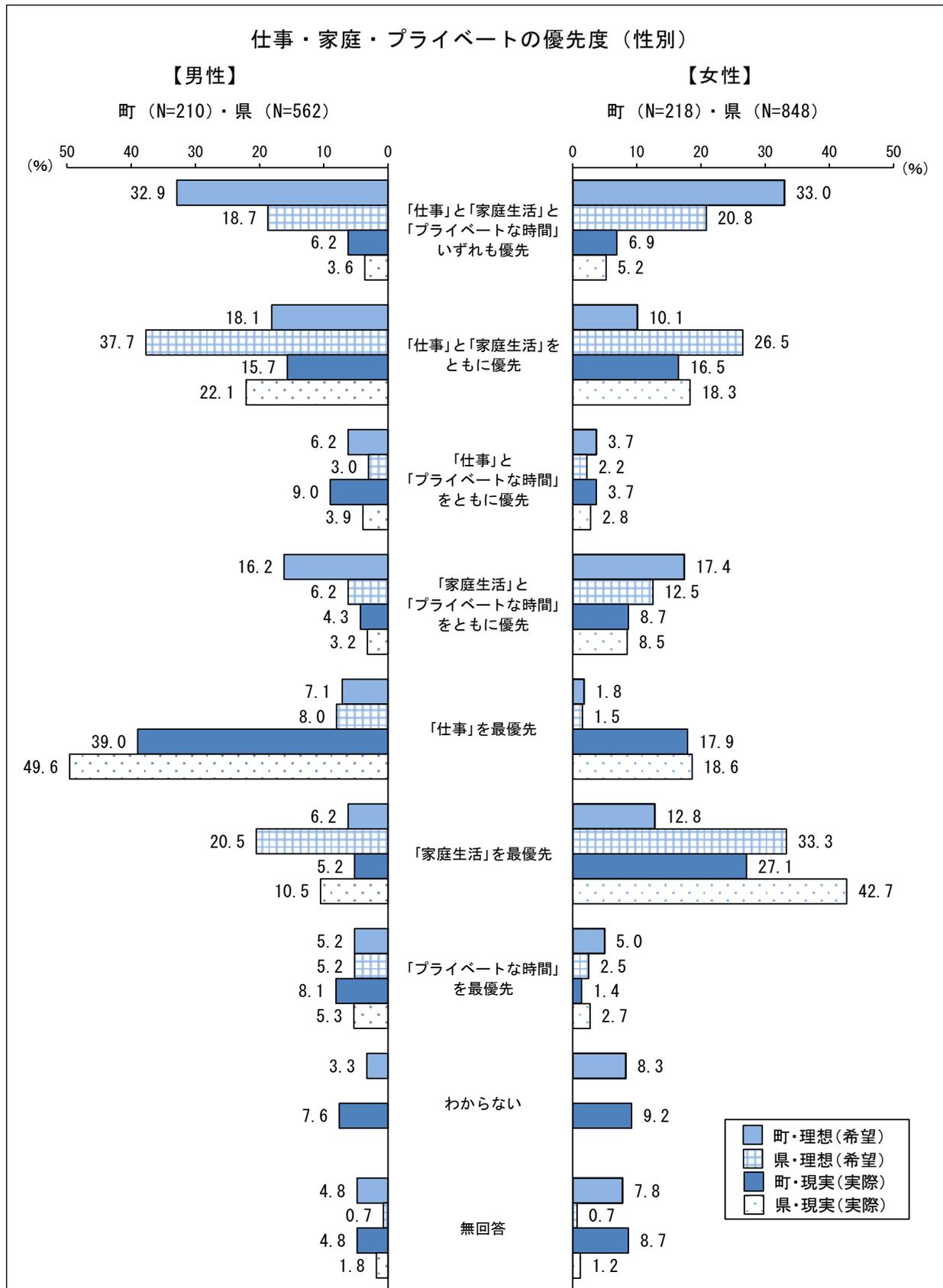
さらに近年、パートタイム労働や派遣労働、在宅ワーク、起業と働き方が多様化する一方、賃金や待遇の面では不安定な場合が多くあります。また、農業に従事する女性の数は男性を上回っています。家内労働や農業に従事する女性の働き方も含めて、それぞれの働き方によって不利益を受けないような就業環境の整備をはかる必要があります。

【施策の展開】

働く場における男女平等を達成するために、事業者をはじめ、男女労働者の意識の変革をはかるとともに、女性自らが職業意識や資質を高めるための施策をすすめます。また、多様な働き方に関する情報提供とともに、適切な就業の確保をはかります。

さらに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のとれた生き方を実現できるよう、男女が働きやすい環境づくりを促進します。



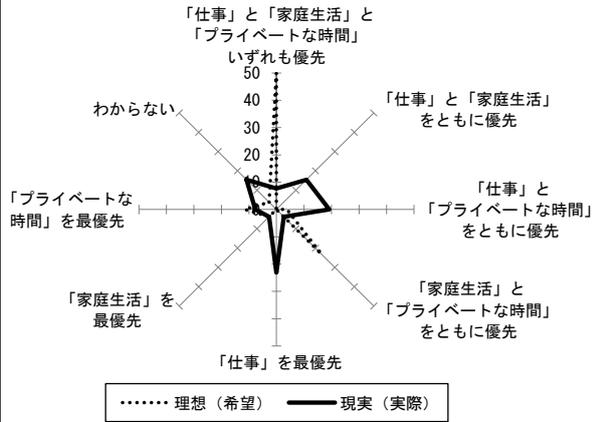


※奈良県調査では、「プライベートな時間」は「地域・個人の生活」と表記。「わからない」は選択肢には設けられていない。

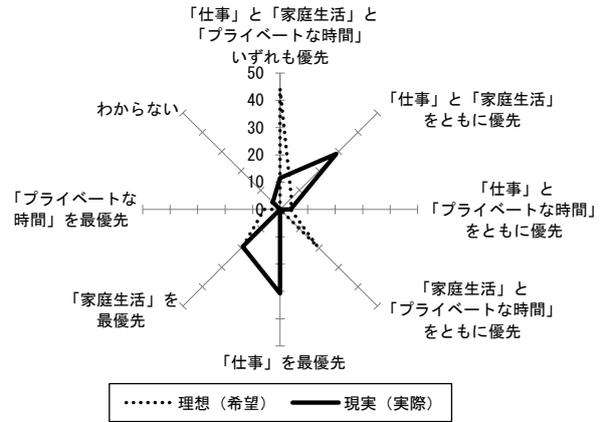
資料：【斑鳩町】平成26年「斑鳩町男女共同参画に関する住民意識調査」
 【奈良県調査】平成26年「女性の社会参加に関する意識調査」

仕事・家庭・プライベートの優先度（年代別）

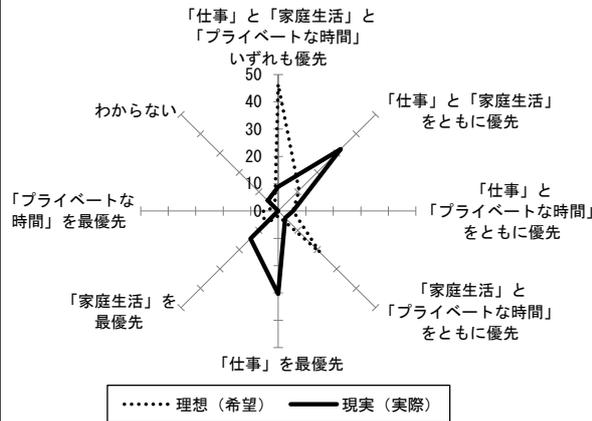
【20歳代 (N=26)】



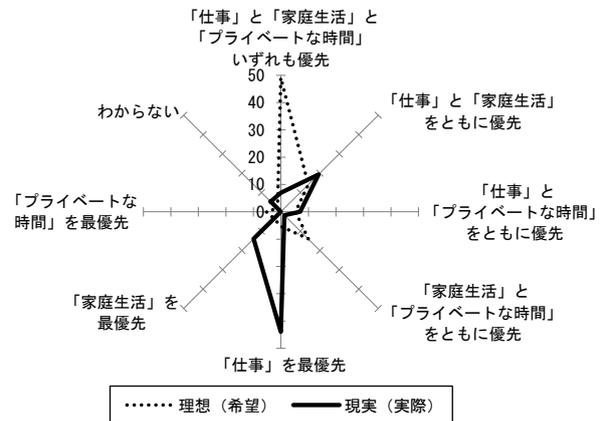
【30歳代 (N=52)】



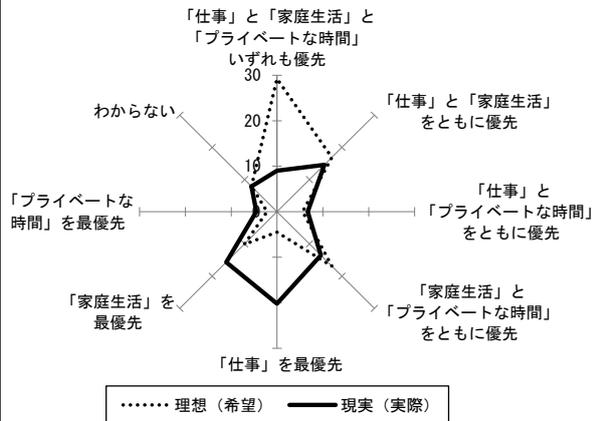
【40歳代 (N=56)】



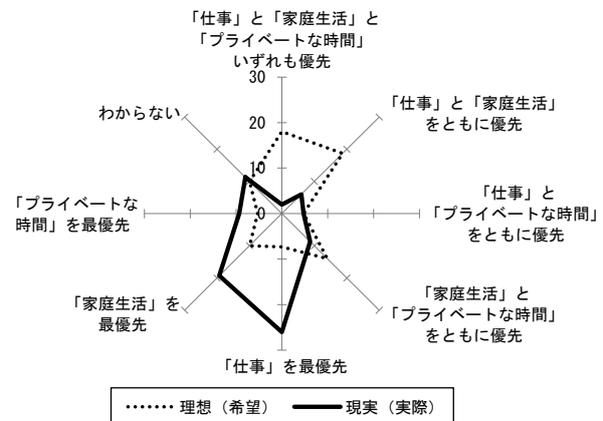
【50歳代 (N=57)】



【60歳代 (N=89)】



【70歳以上 (N=150)】



資料：平成26年「斑鳩町男女共同参画に関する住民意識調査」

【基本施策①】 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発

（１）住民へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

家事・育児は女性の役割、仕事は男性の役割といった固定的な性別役割分担の意識を変革し、女性の就労継続支援や再就職支援等女性の就業への参画促進や男性の家事・子育て・介護・地域活動への参加など、仕事と生活の調和が実現した社会をめざし、一人ひとりの働き方や生き方を見直すための意識啓発を推進します。また、精神的にもゆとりを持って働くことができるよう、相談体制を充実させます。

＜主な事業＞

- 「仕事と家庭を考える月間」における啓発の実施
- 女性のための相談の実施
- 相談窓口に関する情報の提供

【基本施策②】 職場におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

事業者の実態を把握し、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する事業者のニーズに応じた情報発信を行うとともに、庁内の関係部局や外部の関係機関等と連携し、事業者のワーク・ライフ・バランスの推進にむけた取組みを支援します。

（１）事業者等のワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業者に関する情報を収集するとともに、事業者において取組みが積極的に行われるよう支援に努めます。

＜主な事業＞

- 事業者や団体におけるワーク・ライフ・バランスの促進をはかるための意識啓発
- 事業者における男女共同参画推進状況調査の実施

（２）事業者に対する仕事と育児・介護の両立に関する情報の提供

事業者に対して、子育てや介護に関する制度や先進事例などの情報を提供し、男女がともに育児・介護と仕事の両立をしやすい環境整備を促進するよう働きかけます。

＜主な事業＞

- 育児・介護休業制度の普及・促進
- 雇用・労働関係助成金の情報提供

(3) ワーク・ライフ・バランスのモデル事業者としての取組み

ワーク・ライフ・バランスの推進に町が率先して取り組み、町内の事業者においても取組みが積極的に行われるよう情報提供に努めます。

<主な事業>

- 長時間勤務の改善
- 働き方の見直しの促進
- 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進

みんなで取り組もう!

住民・事業者のみなさんにできること

- 事業者は、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」など労働関係法令における労働者の権利について熟知し、法を遵守しましょう。
- 事業者は、長時間労働の抑制など、従業員のワーク・ライフ・バランスに配慮した職場づくりに取り組みましょう。
- 事業者は、男女ともに育児・介護休業等を取りやすい環境を整えましょう。



基本方針6 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の促進

【現状と課題】

近年、共働き家庭の数が専業主婦家庭の数を上回っており、「女性は家庭にいるもの」という考え方は通用しなくなったにもかかわらず、「住民意識調査」の結果をみると、本町では、「家庭の仕事は女性がするもの」という性別による役割分担意識が根強く残り、女性の負担感は依然大きくなっています。

平成25年度雇用均等基本調査（厚生労働省）によると、育児休業取得者は、女性が83.0%、男性は2.03%と、その取得率には非常に大きな差があり、女性は育休制度が利用しにくい状況であっても無理に休業をし、男性は制度的には利用できても実際には利用していない状況にあります。また、「住民意識調査」の結果をみると、男性が育児休業の取得が難しいと思う理由は、「取得しづらい雰囲気がある」（62.3%）や「職場の周囲の人の負担が増える」（55.5%）、「社会全体の認識が十分でない」（44.2%）などが多く、男性の育休取得に社会全体が理解を示す状況にまだまだ至っていない様子がうかがえます。

本町においては、7時30分から20時までの延長保育や一時保育を実施し、働く男女の仕事と子育ての両立を支援しています。また、学童保育は、全小学校に公設公営で設置し、平日は放課後から18時30分まで、長期休暇中は7時45分から18時30分まで開設するなど、子育て環境の整備に力をそそいでいます。今後も一層住民ニーズに対応したきめ細かな保育サービスを充実する必要があります。

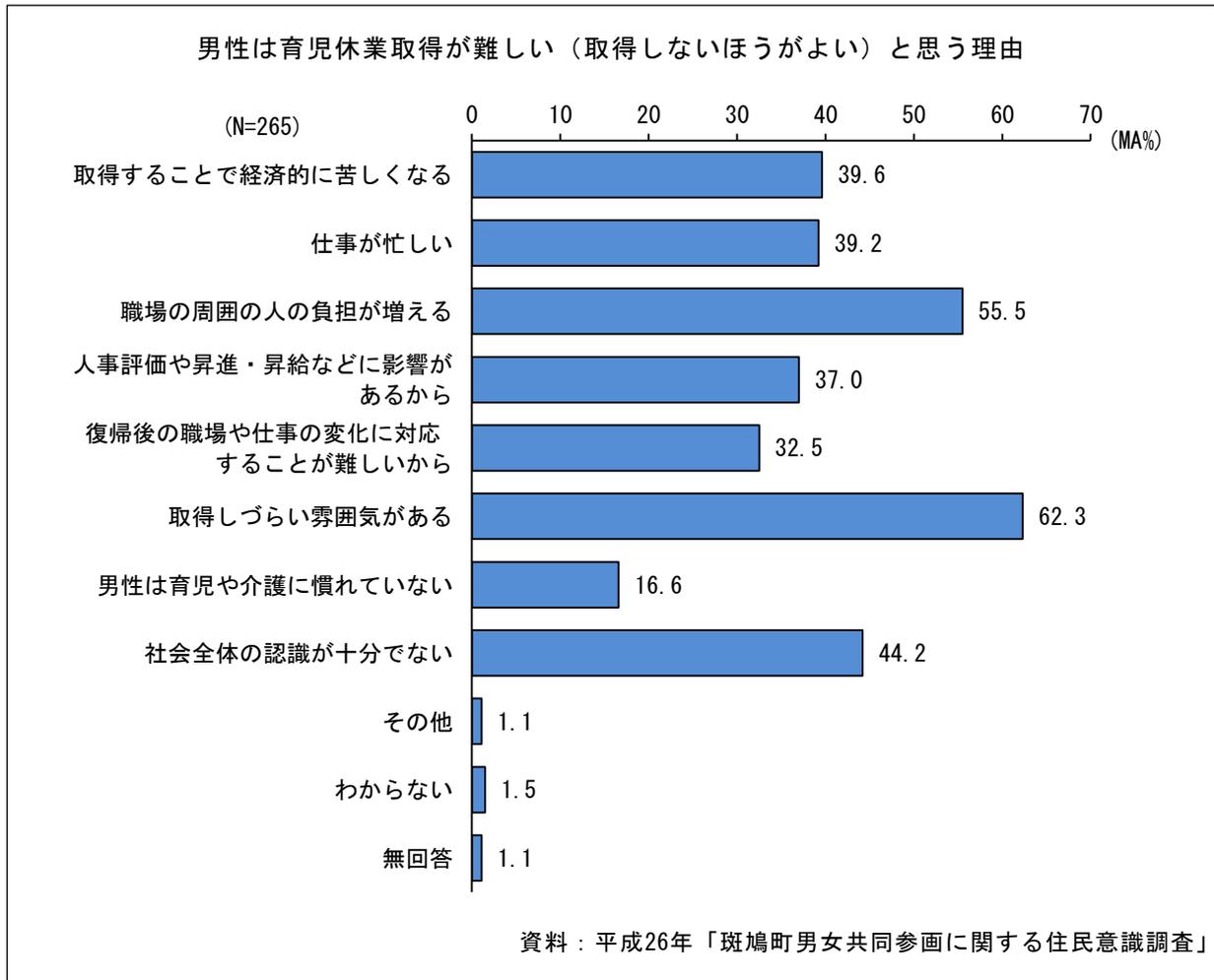
また、今後、高齢化の急速な進展を背景に10年後に訪れる「2025年問題^{*}」をふまえ、男性自身も生活力を身につけ、家庭や地域社会の中で男性が生きづらさを感じることがないように支援することが必要です。

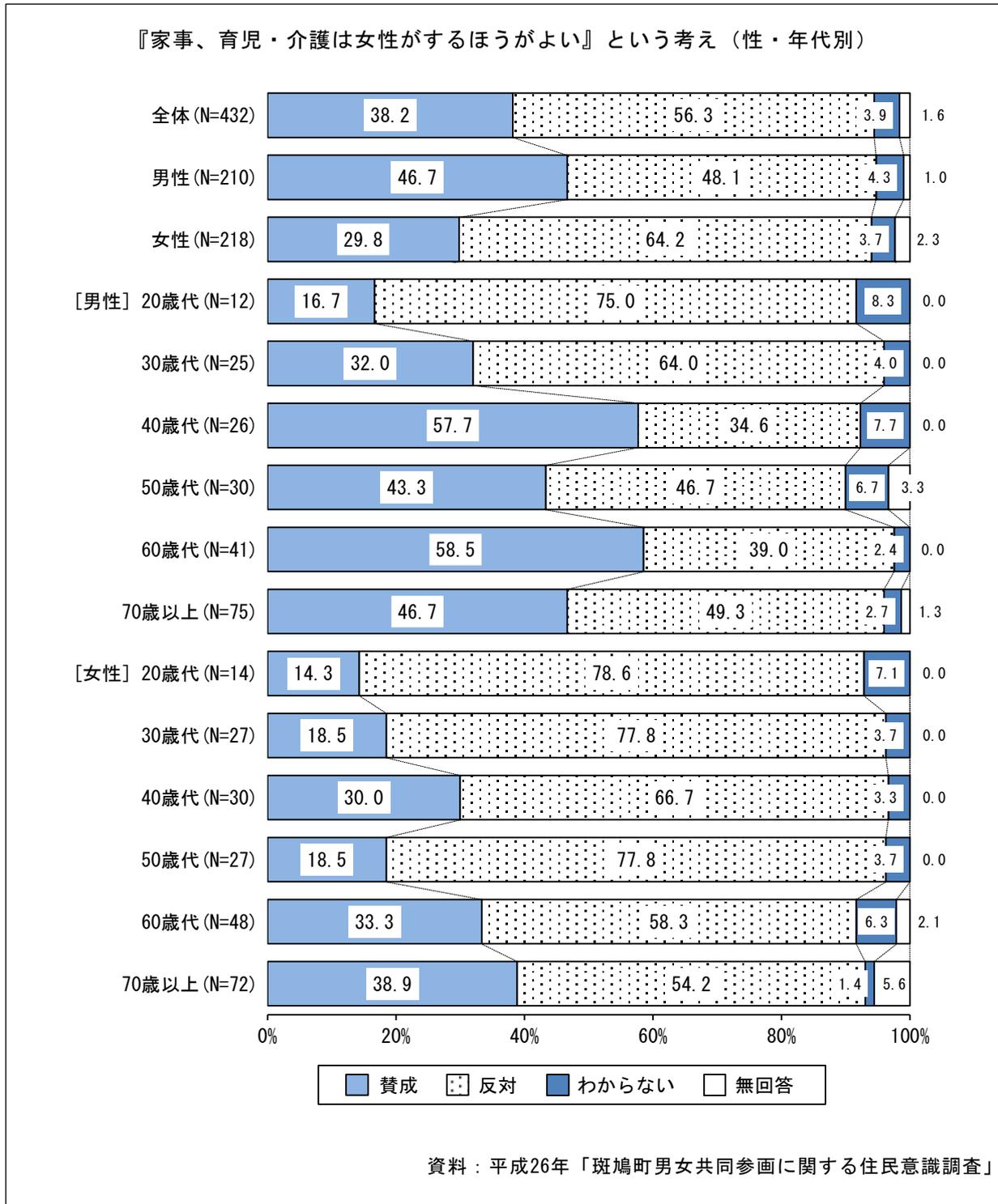
男女が家庭生活と職業生活、地域活動を両立できる社会を実現するためには、就業の継続を希望する女性が働き続けられる環境整備とともに、男性が家庭生活や地域活動に参画できるよう長時間労働の解消や固定的性別役割分担意識の改革をすすめることが必要です。

^{*}2025年問題：団塊の世代（第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代）が2025年ごろまでに後期高齢者（75歳以上）になることにより、介護・医療費など社会保障の急増が懸念される問題。

【施策の展開】

男性と女性がともに協力しながら家庭での責任を果たし、女性だけでなく、男性が家事、育児、介護等に積極的に参画することを促進します。また、教育・保育サービスや放課後児童クラブの充実など、子どもの育ちの視点にも配慮しながら、子どもが健やかに成長できる子育て支援の環境整備に努めます。さらに、介護が必要な高齢者や障がいのある人を介護する家族についても、介護や生活支援等のサービスの充実をはかり、介護者の負担軽減をはかることで仕事と介護が両立しやすい環境整備に努めます。





【基本施策①】 家事や子育て・介護など家庭生活への男女の参画促進

男女がともに責任を担い、家庭生活・仕事・地域活動をバランスよく行うことは、男女共同参画社会の基本であり、豊かで活力ある社会をつくるうえでも重要なことです。

しかし、現実には家庭における家事・育児・介護等の役割の多くは社会慣行上、女性が担っている傾向が強く、女性の就労や地域活動への参画を阻む要因となっています。

このような女性に偏りがちな家事・育児・介護等の負担を軽減するため、男性が家庭生活に参画し、より豊かで充実した生活が送れるよう支援を行うとともに、家族を構成する男女がともに協力しあい、家事・育児・介護等を行う意識の醸成をはかります。

(1) 家族が協力して家庭生活を営むための意識啓発と学習機会の提供

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がともに家庭責任を果たすことができるよう、家庭における男女共同参画意識を高めるための情報提供をはかります。

<主な事業>

- 広報紙への啓発記事の掲載
- ホームページへの啓発ページの掲載
- ワーク・ライフ・バランスについての啓発
- 地域家庭教育講座の開催
- 保育体験の実施

(2) 男性を対象とした家事・育児・介護等の学習機会の充実

男性の家事、育児、介護などへの積極的な参画を促進するため、それらに関する学習機会の提供の充実をはかり、教室の開催日程・場所等に配慮します。

<主な事業>

- 両親学級の実施
- 男性料理教室の実施

(3) 相談体制の充実

夫婦関係や親子関係等、家庭が抱える問題に適切に対応するため、女性のための相談等の相談体制の充実、連携をはかります。

<主な事業>

- 女性のための相談の実施
- スクールカウンセラーの派遣
- 健診・相談等の実施

【基本施策②】 男女がともに地域活動等に参画しやすい環境づくり

老若男女さまざまな人々が参加・参画できるような自主的・主体的活動を促進するための支援をすすめます。

(1) 男女共同参画によるボランティア推進体制の拡充

暮らしやすく活力のある地域社会をつくるためには、地域社会への住民参加が必要であるという観点から、ボランティア活動の意義について広く啓発するとともに、男女のボランティア活動への参加を促進していきます。

<主な事業>

- ボランティア総合窓口の設置
- ボランティアに関する情報提供

(2) 自治会やPTA等地域活動における男女共同参画の促進

PTAや子ども会等の地域活動団体においては、会長や役員などには男性が多くついているのにもかかわらず、日常的な活動への男性の参画はあまりすすんでいません。男女がともに地域活動に参画しやすい環境づくりをすすめることによって、地域の日常的な活動における男女共同参画を促進します。

<主な事業>

- 広報紙への啓発記事の掲載
- 各種団体の会合時における意識啓発の実施

(3) 地域活動における女性リーダーの育成

すべての人にとって住みやすい社会づくりをめざして、住民活動、社会的活動の中心となって活動することができる女性のリーダーの育成について、関係団体と連携してすすめます。

<主な事業>

- 男女共同参画推進グループへの情報提供・支援の実施

【基本施策③】 子育てや介護などの負担軽減のための支援の充実

子育てに父親の参加を促進するとともに、地域全体で子どもを見守り、はぐくむ取り組みをすすめます。

また、高齢者や障がいのある人を介護する家族については、在宅福祉サービスや福祉施設サービスを充実し、介護者の負担軽減をはかるとともに、地域のボランティアなどによる支援体制の充実をはかります。

さらに、高齢者や障がいがある人の社会参加の機会を積極的に設けていくことにより、それぞれが地域において自立し、生き生きと暮らせる社会づくりに努めます。

(1) 子育て支援サービスの充実

男性の子育てへの関わりを深めるための支援を行うとともに、子どもの成長を見守り、子育て家庭を応援する地域の子育て支援を促進します。

<主な事業>

- 保育サービスの充実
- 子育て支援に関する情報提供
- 子育て教室の開催
- つどいの広場の実施
- 子育てサポーターへの支援
- 子育て短期支援利用事業の実施
- 町事業における託児の実施
- 学校安全ボランティアの募集
- 放課後児童対策の充実
- 要保護児童への支援
- 子ども医療費の助成

(2) 介護サービス等の充実

- 介護支援サービスに関する情報提供
- 家族介護者への支援
- 社会福祉協議会との連携
- 相談体制の充実

みんなで取り組もう！

住民・事業者のみなさんにできること

- 男性も女性も生活者として自立できるよう、家事能力を身につけ実践しましょう。
- 家族で話し合い、みんなで協力して家事、育児、介護を担い合いましょう。
- 子育て支援サービスや介護サービスなどの情報を集め、積極的に活用しましょう。
- 地域の子育てネットワークには、子育て期の当事者だけでなく、多様な世代や男女が参加しましょう。
- 自分の意欲を大切に、地域の活動に積極的に関わりましょう。
- 事業者や福祉施設等は、ボランティア体験の機会や場の提供に協力しましょう。

基本目標4 男女間の暴力等を許さない社会づくり

基本方針7 男女間の暴力に関する意識啓発の推進

- DV根絶にむけた意識啓発の推進
- DV根絶のための学習機会の提供
- DV防止のための関係機関との強化
- 被害者に対する相談・支援体制の充実

基本方針8 ハラスメントの防止対策の推進

- ハラスメント防止のための啓発の推進
- 庁内でのハラスメント対応体制の整備



基本方針7 男女間の暴力に関する意識啓発の推進

【現状と課題】

ドメスティック・バイオレンス（配偶者・パートナーからの暴力。以下「DV」という。）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、痴漢、児童買春、児童虐待など、女性や子どもに対する暴力は、これまでは個人的な問題や家庭内の問題として潜在化し、実態をつかみにくい状況がありました。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年(2000年)施行、平成25年(2013年)改正）、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年(2000年)施行）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」（平成13年(2001年)施行、平成25年(2013年)改正）や痴漢に関する規制など、法律や制度が整えられるにつれ、少しずつ女性に対する暴力や子どもへの虐待などについての認識が高まっている反面、強姦、痴漢、性の商品化、高校生などの若年層のDV（デートDV）などの女性に対する暴力は増加、深刻化しています。

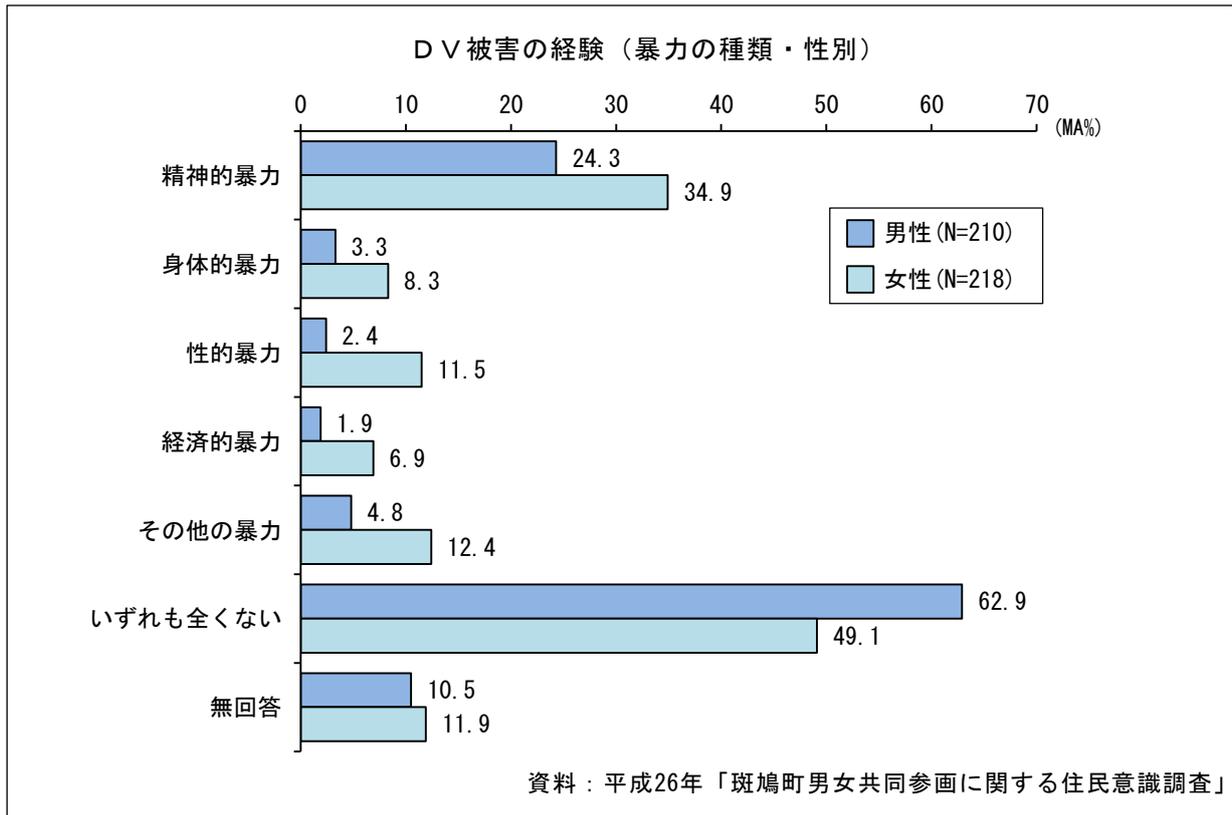
「住民意識調査」の結果では、DVについて、女性の回答者の4割近くが何らかの被害を受けており、「精神的暴力」が最も多くなっています。女性に対する暴力の背景には、「男性は主、女性は従」という「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）による男女の力関係や固定的な性別役割分担意識、それに基づく経済格差があります。また、加害者となる男性には、女性が自分と同じ人格をもった存在であること、そして、対等なパートナーとして尊重し合うべき存在であることについての認識の欠如がみられます。

社会的、経済的、肉体的に優位に立つ男性が、弱い立場にある女性をさまざまな暴力で支配しようとする行為は、重大な人権侵害であり、その根絶は男女共同参画社会の実現にとって必ず達成しなければならない重要な課題です。

女性の人権を守り、みんなが安心して暮らせる社会を実現するために、女性に対する暴力を根絶する取組みを総合的にすすめていく必要があります。

【施策の展開】

DVなど、女性に対する暴力を根絶するため、女性に対する暴力は人権侵害であることを周知する広報・啓発を充実させるとともに、関係機関と協力して、女性に対する暴力根絶のための対策や被害者の支援をすすめます。



【基本施策①】 DV根絶にむけた意識啓発の推進

女性に対するあらゆる暴力は、女性の人権を侵害するばかりでなく、心身を害する重大な犯罪行為であるという認識を高め、暴力を許さない意識づくりをすすめます。

（1）女性に対する暴力根絶のための意識啓発の実施

DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの女性に対するあらゆる暴力の根絶にむけて、さまざまな機会を通じて啓発をすすめます。

<主な事業>

- 「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるパネル展示、図書展示の実施
- 広報紙への啓発記事の掲載
- 人権セミナーの開催

【基本施策②】 DV根絶のための学習機会の提供

DVをはじめとするあらゆる暴力を排除するために、保育園・幼稚園・学校など、子どもにかかわるすべての場面で、発達・学習の段階にあわせた内容で、男女共同参画の理念について学ぶとともに、あらゆる暴力を許さない意識の啓発を行っていきます。

また、配偶者等からの暴力を許さない社会づくりにむけて講座等啓発に取り組みます。

(1) 女性に対する暴力根絶のための学習機会の提供

「女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、許せない行為である」という認識を高めるための学習機会を充実させます。

<主な事業>

- 女性に対する暴力に関する法律等の周知
- 防犯教育の推進

【基本施策③】 DV防止のための関係機関との連携強化

暴力を予防し、暴力を容認しない社会の実現をめざして、関係機関や住民活動団体などと連携して暴力への多角的な対策をすすめます。また、女性の性を「モノ」として扱うような社会的風潮の是正に取り組みます。

(1) 女性に対する暴力防止のための関係機関との連携強化

適切な助言が迅速に行えるよう、警察、奈良県中央こども家庭相談センター、奈良県女性センター、奈良県中和福祉事務所、配偶者暴力相談支援センターなど、関係機関との連携を強化します。

<主な事業>

- 女性に対する暴力に対応するための関係機関との連携強化
- 「要保護児童対策地域協議会」の開催

(2) 女性の人権を侵害する行為の監視

ポルノグラフィーなど女性の人権を侵害する「性の商品化」や暴力表現に対する問題意識の啓発を行うとともに、家庭、学校、地域、行政が一体となって、これらの行為が住民、特に青少年の生活の中に氾濫しないように努めます。

<主な事業>

- 有害図書に関する情報収集
- 雑誌・ビデオ等販売業者への協力依頼

【基本施策④】 被害者に対する相談・支援体制の充実

相談窓口や関係機関と情報共有を行い、適切に対応するために相談体制の充実をはかり、被害者等に対して緊急の居場所の提供などさまざまな支援を行います。

(1) 暴力被害者に対する相談・支援体制の充実

相談、刑事手続き、心身のケアなどを、被害にあった女性や子どもの立場に立って行えるよう体制を整備します。

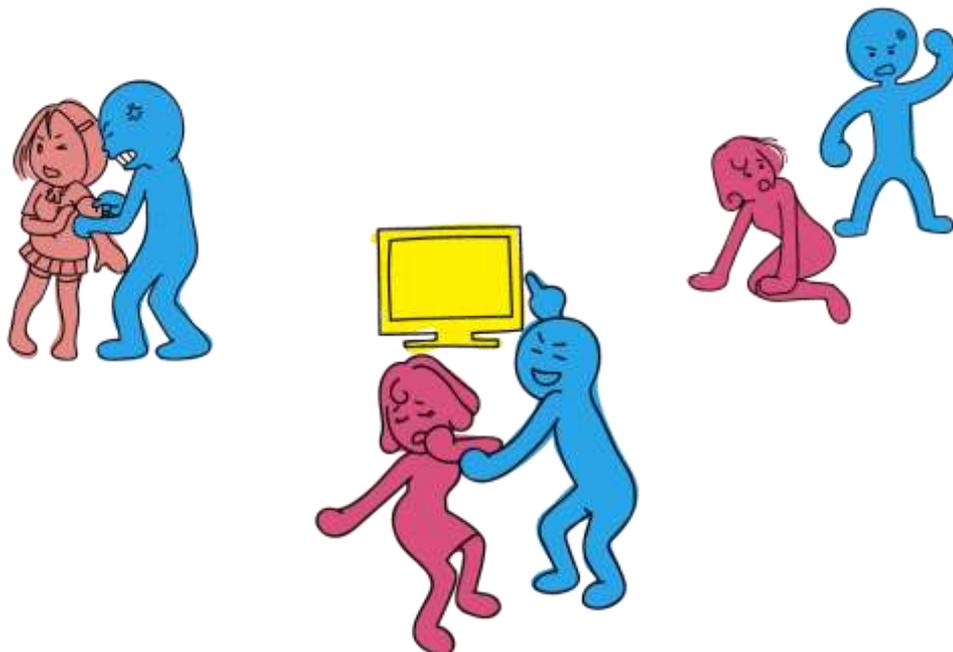
<主な事業>

- 女性のための相談の実施
- 健診・相談等の実施
- 被害児童生徒の救援
- 女性に対する暴力に関する研修会への参加
- 子育て支援等に関する研修会への参加

みんなで取り組もう！

住民・事業者のみなさんにできること

- 家族等の親しい関係でも、暴力は重大な人権侵害で、犯罪であることを認識し、困ったときはひとりで抱え込まず、相談機関等に相談しましょう。
- 学校教育の中で、交際相手などの親しい間柄におこる暴力（デートDV）について正しく学ぶ場を設けましょう。
- 「性の商品化」などの行為に敏感になりましょう。



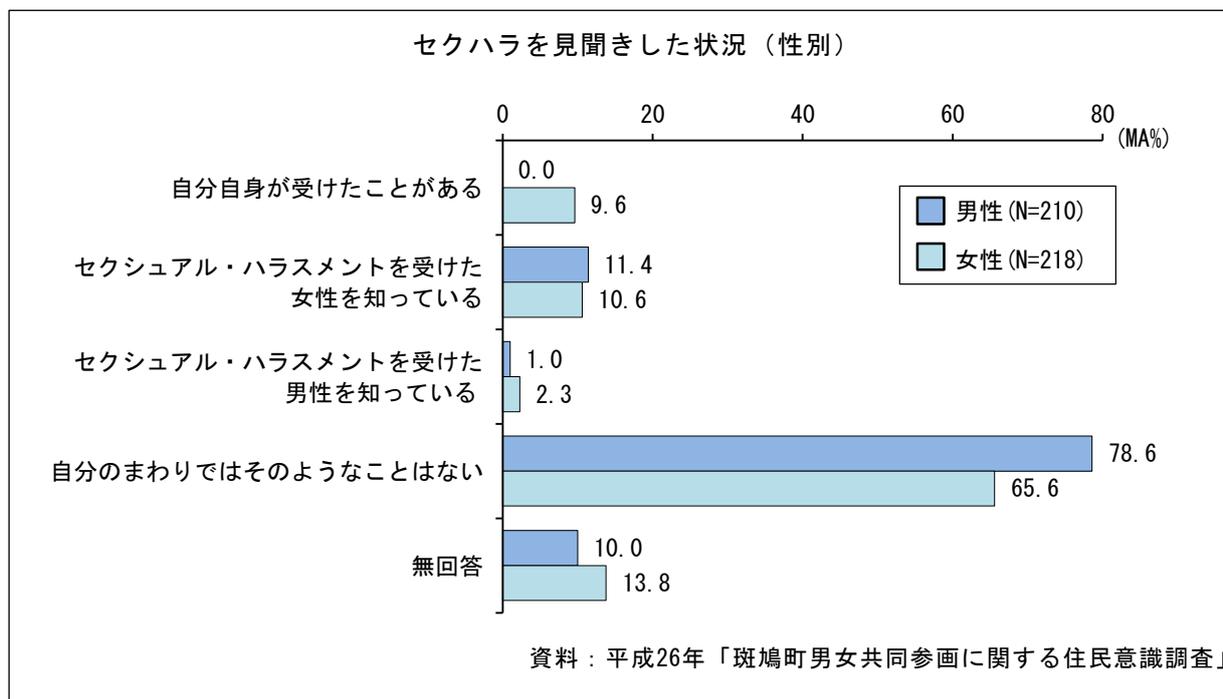
基本方針 8 ハラスメントの防止対策の推進

【現状と課題】

近年、職場をはじめさまざまな場面において、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）やパワー・ハラスメント（パワハラ）、マタニティ・ハラスメント（マタハラ）に代表されるさまざまなハラスメント問題が発生しています。また、身体的な暴力を伴わずとも、言葉や態度で精神的虐待を行うモラル・ハラスメント（モラハラ）についても、深刻化しDV等へつながることが懸念されます。このようなハラスメントは、深刻な人権侵害であり、DVと同様に男女共同参画社会実現の大きな妨げとなっています。

「住民意識調査」の結果をみると、セクシュアル・ハラスメントを受けたことがあると回答した女性が約1割で、男女とも1割強が「セクシュアル・ハラスメントを受けた女性を知っている」と回答しています。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントは、不快な嫌がらせにとどまらず、個人の尊厳に関わる人権侵害です。精神的な苦痛を与えるばかりでなく、企業の生産性を低下させることにもつながります。セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止についての啓発・情報提供をすすめ、男女ともにその能力が十分発揮される環境づくりが必要です。



【基本施策①】 ハラスメント防止のための啓発の推進

(1) ハラスメントに関する意識啓発

職場等におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント等の防止にむけ、ハラスメントは人権侵害であることを、多様な媒体を通して広く住民へ意識啓発をはかるとともに、商工会等を通して事業者等へ周知し、意識の高揚をはかります。

<主な事業>

- さまざまなハラスメントの防止に関する意識啓発
- 労働局等関係機関との連携による相談支援

【基本施策②】 庁内でのハラスメント対応体制の整備

(1) ハラスメント防止のための研修や相談体制の強化

ハラスメントが発生した場合、勤務環境が害されたり、被害職員が職場において不利益を受けたりすることが考えられます。職員一人ひとりが職場の構成員として良好な勤務環境を確保できるよう、研修等を通じハラスメント防止を徹底するとともに、相談体制の強化をはかります。

<主な事業>

- 庁内におけるハラスメントの防止に関する意識啓発
- 庁内における相談体制の強化

みんなで取り組もう!

住民・事業者のみなさんにできること

- 事業者は、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等を起こさない職場環境をつくりましょう。
- セクシュアル・ハラスメント等、職場や労働に関する悩みは、相談窓口を活用しましょう。

基本目標5 誰もが安心して暮らせる環境づくり

基本方針9 性に対する理解と生涯を通じた男女の健康支援

- 性を理解・尊重するための教育と啓発
- 男女の心身の健康づくりへの支援
- 妊娠・出産等への支援

基本方針10 援助を必要とする人への支援

- ひとり親家庭等への支援の充実
- 在住外国人家庭への支援の充実
- 高齢者や障がいのある人への支援の充実

基本方針11 防災・まちづくりにおける男女共同参画の推進

- 男女共同参画の視点での地域活性化のためのまちづくりの推進
- 男女共同参画の視点での防災対策の推進



基本方針 9 性に対する理解と生涯を通じた男女の健康支援

【現状と課題】

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の形成をすすめる前提となります。

とりわけ、女性は、妊娠や出産の可能性があるため、ライフサイクルを通じて、男性とは異なる固有の健康上の問題に直面することが多くあります。

性別による特性をふまえた上で、女性自身の主体的な生き方を尊重するリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点で、子どもを産む・産まないに関わらず、乳幼児期から高齢期に至るまで、人生のあらゆるステージに応じた、心身両面での健康づくりを支援していく必要があります。

男性においては、自殺の発生率が高く、女性の2.3倍（平成26年）にもものぼります。30歳以上の男性の自殺の原因・動機の第1は「健康問題」で、次いで「経済・生活問題」となっています。その背景には、雇用状況の悪化、過重労働などの影響や、「男は妻子を養って一人前」というような固定的な性別役割分担意識に基づく社会的な抑圧があると考えられることから、精神面での支援を充実させる必要があります。

性の問題については、インターネットにより容易に興味本位な情報も得られることから、幼少期から年齢に応じた正しい性教育を身につけることが大切です。また、性の多様性に関して、LGBTに対する認知や制度的対応が世界的にすすんでいます。正しい知識と理解を持つための教育や啓発等の工夫が必要となります。

【施策の展開】

すべての住民が生涯にわたって心身ともに健康的な生活が送れる環境づくりをすすめていきます。

さらに、一人ひとりが自己の心身の問題を主体的に受け止め、管理していく意識を持てるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方をもとに施策を展開するとともに、広く、性の多様性についての啓発等をすすめます。

【基本施策①】 性を理解・尊重するための教育と啓発

男女が互いの性を理解・尊重し、対等な関係の下で妊娠及び出産について決定することができ、妊娠・性感染症等に関する正確な知識を得るための情報や学習機会の提供を行います。

(1) 発達段階に応じた性教育の実施

互いの生と性を尊重し、多様な生き方を認め合えるよう、関係機関と連携を取りながら、発達段階に応じた性教育に取り組みます。

<主な事業>

- 学校における性教育の充実

【基本施策②】 男女の心身の健康づくりへの支援

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の観点から、生涯を通じての健康の自己管理能力の向上と健康づくりに対する支援を行います。

(1) ライフステージに応じた健康管理体制の充実

「斑鳩町健康増進計画」に基づいて、健康づくりや健康の自己管理意識を高めるため、さまざまな機会を通して啓発や情報提供を充実させます。

<主な事業>

- 広報紙への啓発記事の掲載
- 母子保健推進活動の支援
- 特定健康診査・各種がん検診等の受診啓発活動
- 健康教室の実施
- 食生活の改善の推進
- 健康相談の実施

【基本施策③】 妊娠・出産等への支援

(1) 妊娠・出産期の保健対策の充実

妊娠から出産期においては、妊娠・出産・育児に関する相談・指導など母子保健施策を充実し、安全に安心して妊娠・出産できる環境づくりをすすめます。

<主な事業>

- 母子保健事業の推進
- 妊娠・出産・子育て期の心と身体の相談の充実
- 母子保健事業への男性の参加促進
- 職場における母性保護の啓発

みんなで取り組もう！

住民・事業者のみなさんにできること

- 子どもに対して、お互いの性を理解し、尊重し合えるような性教育をしましょう。
- あなた自身の健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みましょう。
- 妊娠・出産期の女性の状態や生まれてくる子どもについて理解を深めるため、男性も積極的に母子保健事業に参加しましょう。



基本方針10 援助を必要とする人への支援

【現状と課題】

これまで多数を占めていた三世代家族や核家族は減少し、ひとり暮らし、ひとり親家族、再婚同士の家族、血縁関係のない友達家族など、多様な家族形態が増えています。

近年の離婚率の増加に伴い、ひとり親家庭、特に母子家庭が増えている中で、ひとり親家庭の自立の促進をはかりながら、子どもたちの健全な成長を確保することが重要な課題となっています。

そのためには、家計と子育ての両方をひとりで担うひとり親家庭に対して、経済的な支援体制を整備するとともに、きめ細やかな福祉サービスを提供して、ひとり親家庭の自立を支援するしくみづくりをすすめる必要があります。

また、本町においては、外国人登録者の数は減少しているものの、世界各国から来日した人々の多くは、言葉や習慣の違いなどからさまざまな生活上の困難に直面していることが予想されます。特に、外国人女性は、外国人であることに加えて女性であることにより、複合的な困難を抱えています。

日常生活に必要なさまざまな情報を多言語で提供するなど、在住外国人家庭の生活に必要な支援を行う必要があります。

さらに、年齢に関わりなく、また障がいのある人もない人も、すべての人が健やかに生きがいのある生活を送ることができる社会基盤の整備が必要です。

【施策の展開】

ひとり親家庭等や在住外国人家庭であることに生きづらさを感じることがないように、多様な生き方を認め合える意識の醸成とともに、それぞれの家庭が安心して暮らせるための施策を充実させます。また、高齢者や障がいのある人とその家族が安心して暮らせる地域社会をめざして環境整備に努めます。

斑鳩町におけるひとり親家庭数の推移(世帯)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
母子家庭	78	75	82	136	149
父子家庭	17	20	14	13	19

資料：総務省「国勢調査」

斑鳩町における在住外国人世帯数・人口の推移

	総数			韓国		中国		アメリカ		ペルー		ブラジル		その他		
	世帯数	人口			世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口		
		総数	男	女												
平成 14 年	108	194	102	92	39	70	8	14	6	7	19	40	22	25	14	38
15 年	111	185	106	79	33	59	7	16	4	5	20	45	17	21	30	39
16 年	93	175	89	86	38	57	7	16	1	1	20	47	10	19	17	35
17 年	102	184	96	88	39	62	11	19	3	3	22	44	9	21	18	35
18 年	81	164	87	77	37	59	6	14	0	0	19	43	5	17	14	31
19 年	76	160	82	78	36	58	5	12	0	0	19	43	4	15	12	32
20 年	85	162	83	79	32	49	10	19	1	1	19	38	3	16	20	39
21 年	81	167	85	82	25	46	11	24	1	1	16	41	6	17	22	38
22 年	104	156	84	72	32	46	14	22	1	1	15	34	7	15	35	38
23 年	104	158	82	76	29	42	16	26	2	2	13	34	6	14	38	40
24 年	105	159	88	71	28	41	17	25	1	1	13	33	7	15	39	44
25 年	103	155	83	72	29	42	15	22	0	0	13	35	1	1	45	55

資料：住民生活部 住民課



【基本施策①】 ひとり親家庭等への支援の充実

(1) ひとり親家庭等に対する行政サービスについての周知や支援体制の整備

経済的にも精神的にも負担が大きいひとり親家庭等に対し、生活支援、経済支援のための相談の充実や支援体制の整備を行います。

<主な事業>

- 各種制度に関する情報提供
- 一日里親会の実施
- 遺児福祉年金の支給

【基本施策②】 在住外国人家庭への支援の充実

(1) 在住外国人家庭に対する情報提供や支援体制の整備

言葉や文化、生活習慣の違いなどから日本の生活に馴染めないという状況を解消し、安心して充実した生活が送れるよう、情報提供を工夫するとともに、通訳ボランティアなどを活用した相談体制の整備に努めます。

<主な事業>

- 外国語版行政ハンドブックの作成
- 外国語版福祉サービスパンフレット作成の検討
- 外国語版DV防止パンフレットの設置
- 外国語版ホームページの作成

【基本施策③】 高齢者や障がいのある人への支援の充実

(1) 公的年金制度や社会保障制度の周知徹底

老後における不安要因の一つである経済的不安に対して、公的年金や医療費などについての情報提供を徹底します。

<主な事業>

- 広報紙への記事の掲載
- 各種制度についての情報提供

(2) ひとり暮らしの高齢女性の生活支援・生きがいづくりの推進

「斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づき、特に社会的に不利な立場におかれるひとり暮らしの高齢女性に対しての生活支援を行うとともに、生きがいを持って生活できるよう、社会に開かれた活動の場や機会の拡充をはかります。

<主な事業>

- 各種敬老事業の実施
- シルバー人材センターへの支援
- 老人クラブへの支援
- 高齢者介護予防事業の実施

(3) 介護者への支援体制の整備

高齢者や障がいのある人の介護者は、女性であることが圧倒的に多く、また、年々高齢化しています。介護者の負担を軽減するため、高齢者や障がいのある人を社会全体で支えていく考え方を周知するとともに、介護体制の整備をはかります。

<主な事業>

- 広報紙、ホームページへの記事の掲載
- 各種制度についての情報提供
- 家族介護支援事業の実施

(4) 障がいのある女性のための総合的な支援体制の整備

「斑鳩町障害者福祉計画・障害福祉計画」に基づいて、障がいのある人、特に障がいのある女性が地域で安心して豊かに暮らすことができるよう、在宅福祉サービスの充実や生涯にわたっての相談・援助の充実に努めます。

<主な事業>

- 「斑鳩町障害者福祉計画・障害福祉計画」に基づく支援

みんなで取り組もう！

住民・事業者のみなさんにできること

- ひとり親家庭も家族形態の一つであることを理解し、認め合いましょう。
- 外国人家庭の問題に関心を持ち、協力していきましょう。
- 高齢者や障がいのある人が安心して暮らせるよう、地域で支えあいましょう。
- 福祉サービスの情報を集め、積極的に活用しましょう。
- 社会のあらゆる分野で、生きがいをもって活動を続けましょう。

基本方針11 防災・まちづくりにおける男女共同参画の推進**【現状と課題】**

地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要です。地域においては、少子高齢化の進展、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等のさまざまな変化が生じており、男女がともに担わないと立ち行かなくなる状況となっています。

このような中、地域における人間関係を構築し、住みよい地域をつくるためには、さまざまな地域活動に地域全体で取り組むことが必要です。また、地域に根ざした自治会、婦人会、老人クラブなどにおいては、活動の中心的役割を担う地域のリーダーの育成や、男女を問わず多くの地域住民がさまざまな地域活動に積極的に参加できる雰囲気づくりが求められています。

また、近年、各地において、自然災害等の危機事象が発生していることから、地域住民の防災意識は高まっています。

平成23年の東日本大震災などの災害時において、避難所や災害用備品において男女間のニーズの違いや、女性や高齢者、障がいのある人など、災害時要支援者への配慮の必要性が取り上げられ、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がいのある人などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の整備が求められています。

災害発生時に迅速かつ的確に対応するためには、住民・地域・行政が一体となって取り組む必要があります。特に、家庭や地域活動の多くは女性が担っている状況や、災害発生時には女性にその負担が集中するという問題があることなどから、女性の視点も取り入れた災害対応マニュアルをはじめ、男女がともに参画した防災対策の充実が求められています。

【施策の展開】

防災・減災活動を推進するにあたっては、防災会議における女性委員の登用など女性参画を促進し、女性の視点やニーズを生かした防災体制の整備・充実をはかります。

【基本施策①】 男女共同参画の視点での地域活性化のためのまちづくりの推進

地域における文化や産業などを男女共同参画の視点で見直し、男女が一緒になって地域おこし、まちづくりをすすめるなど、地域の活性化をはかります。

(1) 男女でともに参画するまちづくりの促進

これまで男性中心ですすめられてきたまちづくりを、女性も男性も参画して新しい視点で見直し、誰もが住みよい地域社会を築いていくための主体的な活動をすすめます。

<主な事業>

- 協働のまちづくりの推進
- 地域防犯体制の充実

【基本施策②】 男女共同参画の視点での防災対策の推進

男女共同参画の視点に立った防災対策を推進するため、防災会議や自主防災組織などの地域防災への女性の参画促進をはかります。また、女性や子育て家庭、介護者や障がいのある人のいる家庭等に配慮した避難所運営体制の整備への検討をすすめます。

(1) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

防災・災害復興体制において男女共同参画を推進し、避難所の設置・運営体制、被災者に対する相談受付体制、備蓄品供給体制等、男女それぞれのニーズを取り入れるよう努めます。

また、地域における自主防災組織等の育成を通じて地域防災力の向上をはかるとともに、それらの活動において男女共同参画を推進します。

<主な事業>

- 防災会議への女性登用
- 防災ネットワークの推進
- 自主防災組織における男女共同参画の推進
- 女性の視点に立った避難所運営体制の検討

みんなで取り組もう！

住民・事業者のみなさんにできること

- 地域に関心を持ち、地域やまちづくりの課題等に対する理解を深め、できることから取り組みましょう。
- 災害や防災に関する知識の習得に努めましょう。また、女性や高齢者、障がいのある人、外国人等の視点をふまえて、防災対策の立案や避難所の運営等に努めましょう。

第4章

計画の推進

第4章 計画の推進

1 総合的な推進体制の整備

男女共同参画社会の形成をはかるためには、前章で述べた広範かつ多岐にわたる取組みを展開していかなければなりません。これらの取組みを総合的、効率的にすすめていくために、庁内の推進体制を整備し、町行政各分野が連携し、横断的に取り組んでいきます。

また、社会のあらゆる分野へ男女共同参画意識を浸透させるためには、施策を推進する町行政が男女共同参画に関する認識を高める必要があります。そのために、職員が男女平等の視点を養い、男女が等しくその能力を発揮しながら住民の多様なニーズに応えられる職場づくりを推進します。

(1) 男女共同参画推進委員会の設置

有識者や住民代表で構成される「斑鳩町男女共同参画推進委員会」を設置し、施策の実施状況の監視を行います。

(2) 男女共同参画推進本部の設置

副町長を本部長とする庁内推進組織である「斑鳩町男女共同参画社会推進本部」を設置し、本計画を推進するための行政内部の総合調整をはかります。

(3) 実施計画の策定と進捗状況等の公表

本計画を具体的かつ計画的に推進していくため、実施計画を策定し、毎年進捗状況を的確に把握・評価するとともに、その評価内容を公表するなど、より効果的な推進につなげていきます。

2 地域との連携

男女の人権尊重や男女共同参画の意識づくりは、住民一人ひとりが自分自身に関わることとして主体的に考え、取り組んでいくことが重要です。そのためには、本計画の内容を広く周知するとともに、行政と住民、事業者、各種機関、住民活動団体などが連携し、協働しながら取組みをすすめていかなければなりません。そのために、協働のまちづくりをすすめます。

3 国・県等との連携

男女共同参画を推進するにあたっては、国際的な動向を捉えながら、国や県の動きと連動していく必要があります。

本計画の推進にあたっては、国や県等との連携・協力に努め、連携体制を強化していきます。

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針に基づく推進計画について

「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」では、就業している、もしくは就業したいという希望をもつ女性にとって身近な市町村において、地域特性をふまえた取組みを主体的に推進することが重要であり、女性活躍推進法第6条に基づく市町村推進計画を策定することが望ましいとされています。

そこで、本町では、この取組みを本計画における関連施策に基づいて、一体的かつ計画的にすすめ、地域における女性の活躍を支援し、活力ある地域社会の実現をめざすこととします。

■計画の推進期間中に、本計画で掲げる次の関連施策に沿って女性の職業生活における活躍の推進にむけた取組みに努めます。

基本目標	基本方針	基本施策
2 男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる基盤づくり	3 働く場における男女共同参画の推進	① 事業者における方針決定過程への男女共同参画促進 ② 女性の人材活用とチャレンジ支援
	4 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	① 町における政策・方針決定過程への男女共同参画推進
3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	5 働き方・働きかたの改善への支援	① ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発 ② 職場におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
	6 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の促進	① 家事や子育て・介護など家庭生活への男女の参加促進 ② 男女がともに地域活動等に参画しやすい環境づくり ③ 子育てや介護などの負担軽減のための支援の充実
4 男女間の暴力等を許さない社会づくり	8 ハラスメントの防止対策の推進	① ハラスメント防止のための啓発の推進
		② 庁内でのハラスメント対応体制の整備

■前ページの取組みの進捗状況や達成状況を把握し、効果的な推進に努めるため、次の指標を設定します。

指 標	基準値	目標値 平成 37 年度 (2025 年度)	評価方法
15～64歳女性の就業率	51% (平成22年 国勢調査)	平成 32 年 国勢調査の 全国女性就業率 と同等または それ以上	国勢調査結果 ・15～64歳女性人口 に占める女性就業者 数の割合
「家事、育児・介護は女性 がするほうがよい」と 考える住民の割合	38.2% (平成26年 住民意識調査)	平成 26 年 住民意識調査 の賛成割合よ り低下させる	住民意識調査
「仕事」と「家庭生活」 と「プライベートな時間」 いずれも優先したいと思 う住民の割合	希望 33% 現実 7% (平成26年 住民意識調査)	現実の割合を 希望に近づける	住民意識調査

5 男女共同参画施策の進行管理、評価の推進

男女共同参画施策の着実な推進を確保するためには、本町の実情をふまえた施策を立案し、その進捗状況を把握し、評価していくことが重要です。

そのためには、その基礎資料となる各種統計や調査については、男女別数値の把握ができるよう、男女共同参画の視点から整備をすすめます。

また、施策の進捗状況に関する行政評価やそのための指標の設定などについては、国や県などの動向をふまえ、住民にわかりやすい行政評価について検討します。

資料

用語解説

※(P○)は初出ページ

【ア行】

■ 育児・介護休業法 (P12)

育児や介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立をはかるため、事業主が講じるべき措置を定めた法律。育児休業などの申出や取得を理由とした解雇や不利益な取扱を禁止しているほか、平成21年の改正により、子育て期の短時間勤務制度・所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇の拡充、男性の育児休業取得を容易にするための「パパ・ママ育休プラス」の創設などが盛り込まれた。

■ L G B T (P70)

レズビアン (Lesbian、女性同性愛者)、ゲイ (Gay、男性同性愛者)、バイセクシャル (Bisexual、両性愛者)、トランスジェンダー (Transgender、性同一障害者など心と体の性が一致しない人) の頭文字をとった性的少数者を表す言葉。

■ エンパワーメント (P12)

本来の力を引き出すことをいい、女性のエンパワーメントとは、女性が政治・経済・社会・家庭などのあらゆる分野において、自分で意思決定し、行動できる能力をつけ、力を持つこと。

【カ行】

■ 家族経営協定 (P41)

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、男女を問わず意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、適正な労働報酬、家族全員が働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

■ キャリア教育 (P33)

子どもたちの社会的・職業的自立にむけ、児童・生徒一人ひとりに望ましい職業観、勤労観、職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

■ 合計特殊出生率 (P16)

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計のことで、一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均を表すもの。

【サ行】**■ 災害時要支援者（P77）**

災害が発生したときに、自分や家族だけでは避難することが困難な方をいい、一般的に要介護認定者及び障がいのある人、高齢者等が対象と考えられる。

■ ストーカー行為（P12）

相手の意思を無視し、自分が関心を抱いた特定の相手に対して一方的に、待ち伏せやつきまとい、面会や交際の要求、無言電話、連続したメールの送信などを、執拗に繰り返し行うこと。

■ 性の商品化（P62）

性、特に女性の性を、人格とは無関係に、あたかも商品のように「もの」として扱うこと。売買春やポルノグラフィーだけではなく、女性の体の一部だけを強調したポスターや広告など、さまざまなものが含まれる。

■ 性別役割分担意識（P62）

「男は仕事、女は家庭」や「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別によって、役割を固定的に分ける考え方、意識のこと。

■ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）（P63）

相手の意思に反して行われる性的な言動により、相手方の心身や生活環境を害するなどの不利益を与えること。雇用関係にある者の間のみならず、社会のさまざまな場で起こり得る。

【タ行】**■ デートDV（P62）**

婚姻していない恋人間で起こるドメスティック・バイオレンスのこと。（用語「ドメスティック・バイオレンス（DV）」の項目参照）。

■ ドメスティック・バイオレンス（DV）（P62）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から振るわれる暴力のこと。殴る、蹴るなどの身体的な暴力だけでなく、脅す、無視するなどの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、望まない性行為を強要するなどの性的暴力なども含まれる。広い意味では、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの弱者に対する家庭内での虐待も含まれる。

【ハ行】

■ パワー・ハラスメント（パワハラ）（P66）

同じ職場で働く者に対し、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

■ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）（P38）

さまざまな分野において、活動に参画する機会に関して男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。例えば、割当枠や目標値を設定することなどがこれにあたる。

【マ行】

■ マタニティ・ハラスメント（マタハラ）（P66）

職場において、妊娠・出産した女性に対して行われる精神的・肉体的な嫌がらせのこと。

■ メディア・リテラシー（P31）

新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットなどのメディアからの情報を主体的に選択し、客観的に読み解いて活用する能力や、自らの考えなどを表現し、発信して行く能力のこと。

■ モラル・ハラスメント（モラハラ）（P66）

言葉や態度などによって人の心を傷つける、精神的な暴力や嫌がらせのこと。

【ラ行】

■ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）（P70）

性と生殖の「健康」と「権利」のこと。「健康」としては、安全で満足できる性生活、安全な出産などが、「権利」としては、避妊・妊娠・中絶・出産の過程において、自ら「いつ」、「何人」、「子どもを産むか、産まないか」を決定する自由、生殖・性に関する適切な情報とサービスを得られる権利などがあげられる。

斑鳩町男女共同参画推進委員会開催状況

日 程	内 容
平成26年11月26日	第1回 男女共同参画推進委員会 ○平成25年度男女共同参画社会の実現にむけた主な取組みについて ○斑鳩町男女共同参画に関する住民意識調査について ○(仮称)第3次斑鳩町男女共同参画推進計画の策定概要及び策定スケジュールについて
平成26年12月17日～ 平成27年1月15日	「男女共同参画に関する住民意識調査」実施
平成27年6月25日	男女共同参画推進委員意見交換会 ○第3次斑鳩町男女共同参画推進計画策定の進め方について ○第3次斑鳩町男女共同参画推進計画策定に係る基礎調査について ・男女共同参画を取り巻く社会動向及び斑鳩町の現状について ・斑鳩町男女共同参画に関する住民意識調査の結果について ・第3次斑鳩町男女共同参画推進計画の骨子案について
平成27年8月25日	第2回 男女共同参画推進委員会 ○「第3次斑鳩町男女共同参画推進計画」について(諮問) ○「第3次斑鳩町男女共同参画推進計画」(素案)について
平成28年1月4日～ 1月15日	パブリックコメント募集
平成28年1月29日	第3回 男女共同参画推進委員会 ○「第3次斑鳩町男女共同参画推進計画」(案)について ○パブリックコメントの結果について
平成28年3月24日	第4回 男女共同参画推進委員会 ○「第3次斑鳩町男女共同参画推進計画」について(答申)

斑鳩町男女共同参画推進委員会委員名簿

○任期：平成 24 年 11 月 1 日～平成 27 年 10 月 31 日

	氏 名	略歴等(就任時)
会 長	高橋 史郎	元奈良女子大学教授(教育学) 元奈良県社会教育委員連絡協議会会長
副 会 長	大方 美香	大阪総合保育大学教授
委 員	木崎 典子	町地球温暖化対策地域協議会会長
	吉田 尚子	特定非営利活動法人ビハーラ紫苑理事長
	亀井 源一郎	公募委員
	福井 方子	公募委員

○任期：平成 27 年 11 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日

	氏 名	略歴等(就任時)
会 長	大方 美香	大阪総合保育大学教授・学部長
副 会 長	石川 裕之	畿央大学教育学部准教授
委 員	木崎 典子	町地球温暖化対策地域協議会会長
	吉田 尚子	特定非営利活動法人ビハーラ紫苑理事長
	亀井 源一郎	公募委員
	林 泰子	公募委員
	萩原 有紀	町長が必要と認める者

斑鳩町男女共同参画推進計画（諮問）

斑 企 財 第 3 1 1 号
平成 2 7 年 8 月 2 5 日

斑鳩町男女共同参画推進委員会
会長 高橋 史郎 様

斑鳩町長 小城 利重

斑鳩町男女共同参画推進計画について（諮問）

斑鳩町男女共同参画推進条例（平成 1 6 年条例第 1 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮 問

第 3 次斑鳩町男女共同参画推進計画の策定に関する事項について、貴委員会の調査及び審議を求めます。

斑鳩町男女共同参画推進計画（答申）

平成28年3月24日

斑鳩町長 小城 利重 様

斑鳩町男女共同参画推進委員会
会長 大方 美香

第3次斑鳩町男女共同参画推進計画について（答申）

平成27年8月25日付、斑企財第311号で諮問された第3次斑鳩町男女共同参画推進計画について、当委員会は、本町の現状と課題をふまえ、慎重に審議を行った結果、別添のとおり「第3次斑鳩町男女共同参画推進計画（案）」として、次の意見を添えて答申します。

記

斑鳩町においては、これまで「斑鳩町男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでこられました。

平成26年12月に実施された「男女共同参画に関する住民意識調査」の結果では、男女共同参画が進んでいる状況が見られる一方、固定的な性別役割分担意識やその意識に根ざした社会のしくみと慣行が依然根強く残っている現状も見られ、今後も地道な啓発・教育に努めていくことが必要であると考えます。

平成27年9月には、女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）が施行されました。引き続き、事業者に対し積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進を働きかけるとともに、女性活躍推進法の趣旨について住民や事業者に普及・啓発し、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）をはかり、多様な働き方ができる環境整備について官民一体となって取り組むことが重要です。

また、親しい間柄にある男女間の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画の推進を妨げる行為でもあります。住民意識調査では、女性回答者の4割近くがDVに関する被害を受けており、暴力防止のための啓発及び支援体制の充実をさらにはかる必要があると考えます。さらに、男女共同参画の視点に立った防災対策など、男女共同参画施策を推進するには、行政だけでなく住民、事業者の取り組みが必要不可欠であり、それを担える体制づくりとともに、人材の確保・育成など住民主体の取り組みを支援することが求められます。

町長におかれましては、「女と男がともに輝いて暮らせる男女共同参画のまちづくり」の実現をめざし、住民とともに男女共同参画への積極的な推進に取り組んでいただくことを願っております。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)
最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な

役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男

女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなる問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には

認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し

及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受けられる権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
- (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な同意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日から6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日から遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措

置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

（平成二十七年九月四日法律第六十四号）

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）

第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たつて

は、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活

- における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

第八条から第十四条 未施行

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 未施行

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

第十六条 未施行

第十七条 未施行

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推

進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団

- 体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

第二十六条 未施行

第二十七条 未施行

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 未施行

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条から第三十四条 未施行

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効

力を有する。

- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

斑鳩町男女共同参画推進条例

(平成16年3月 斑鳩町条例第1号)

前文

斑鳩町では、少子・高齢社会や環境との共生、国際化などの時代潮流に対応しながら、世界文化遺産のある町として、町民憲章に掲げる聖徳太子の「和」の精神を尊び、明るく豊かな郷土を築くために、男性も女性もすべての人が個人としてその特性を尊重され、対等な関係で喜びと責任を分かち合うことができる社会づくりに努めてきました。

平成8年には「斑鳩町男女共同参画社会推進行動計画～女と男が輝く未来計画」を策定し、男女がお互いの人権を尊重し合いながら、その個性や能力を社会のあらゆる場面で発揮できるよう、男女双方の意識改革や子育て環境の整備、福祉サービスの充実など、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組みを行ってきました。

しかし、女性に対する暴力や性的言動などの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識などが依然として存在しており、真の男女共同参画社会の実現を達成するには多くの課題が残されています。

こうしたことから、男女共同参画の推進に関する基本理念を明らかにし、町、町民、事業者が共に連携・協力することによって、男女共同参画社会の実現を目指した取組みを総合的かつ計画的に推進するために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例に使用する用語の意味は、次に定めるとおりとする。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が平等に社会的、政治的、経済的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことができることをいう。
- (2) 事業者 本町において事業活動を営むものをいう。
- (3) 積極的改善措置 男女共同参画に関する機会の男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 家庭内で発生する身体的、精神的、経済的、性的暴力等あらゆる暴力行為をさすが、ここでは特に配偶者など親密な関係にある男女間における暴力行為のことをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生

活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女の人権の尊重

男女が人としての尊厳を重んぜられること、直接又は間接にかかわらず性別により差別した取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度又は慣習による影響への配慮

性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣習が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること。

(3) 政策等の立案及び決定における共同参画の機会の確保

行政における政策又は事業者その他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保されること。

(4) 家庭生活と職業生活等の社会における活動の両立

家庭を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動とその他の活動に共にかかわることができるようにすること。

(5) 国際的視野の下での男女共同参画の推進

男女共同参画が世界の国々で取り組むべき課題であると認識し、広く国際的な視野の下で、積極的にその取組みを行うこと。

(町の責務)

第4条 町は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定及び実施しなければならない。

2 町は、男女共同参画の推進に関する施策の推進にあたっては、国、他の地方公共団体、町民及び事業者と相互に連携と協力を図るよう努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう自ら努めなければならない。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女共同参画を推進し、就労者の職業生活と家庭生活等における活動の両立を支援するため、就労環境を整備するよう努めなければな

らない。

- 2 事業者は、就労者に対し、就労に関して男女共同参画の推進に役立つ情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別を理由とした差別的な取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。
- 3 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。(公衆に表示する情報の表現への配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントを助長する表現その他の男女共同参画の推進を妨げる表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第9条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進のための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定する。

- 2 町長は、行動計画を策定し、又は変更するにあたっては、町民の意見を反映することができるよう必要な措置をとるとともに、斑鳩町男女共同参画推進委員会に諮問しなければならない。
- 3 町長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。(施策の策定等にあたっての配慮)

第10条 町は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施にあたっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。(積極的改善措置)

第11条 町は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会に格差が生じている場合は、町民及び事業者と協力し、積極的改善措置をとるよう努める。

- 2 町長その他の執行機関は、審議会等の委員を任命し、又は委嘱するにあたっては、積極的改善措置をとることにより、できる限り男女の偏りが生じないように努めなければならない。(調査研究)

第12条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、かつ実施するため、必要な調査研究を行う。

(実施状況の公表)

第13条 町長は、各年度における行動計画に基づく施策の実施状況を公表する。

(町民及び事業者の理解を深めるための措置)

第14条 町は、男女共同参画の推進について町民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等適切な措置をとる。

(家庭生活及び地域生活と職業生活の両立支援)

第15条 町は、男女が共に家庭生活及び地域生活と職業生活を両立することができるよう、子の養育、家族の介護等に対し、必要な支援を行うよう努める。

2 町は、子育て支援強化のため、情報提供や育児環境の整備等、必要な支援を行うよう努める。

3 町は、就労機会拡充のため、関係機関と連携しながら、情報提供や事業主への意識啓発等、必要な支援を行うよう努める。

(男女共同参画に関する教育及び学習の推進)

第16条 全ての町民が男女共同参画に対する関心と理解を深めるためには、幼児教育、学校教育、社会教育における男女共同参画に関する教育及び学習が必須であることから、町は、幼児・児童・生徒や一般社会人の学習機会の拡充とそのための指導者育成に必要な措置をとる。

(町民及び事業者の活動に対する支援)

第17条 町は、町民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置をとるよう努める。

(苦情及び相談の処理)

第18条 町長は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情を受けたときは、必要な措置をとらなければならない。

- 2 町長は、性別を理由とした差別的な取扱いその他の男女共同参画の推進を妨げる要因による人権侵害に関する相談があったときは、関係行政機関と連携を取り、協力して必要な措置をとらなければならない。

第3章 斑鳩町男女共同参画推進委員会

(設置)

第19条 男女共同参画社会の形成に関する総合的施策の推進を図るため、斑鳩町男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第20条 委員会は、第9条第2項の規定による諮問に対し答申を行うほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査し、審議する。

(組織)

第21条 委員会は、委員7名以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公募による者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第22条 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第23条 委員会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 委員会は、公開を原則とし、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否

同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。
(庶務)

第25条 委員会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。
(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
(関係条例の廃止)
- 2 斑鳩町男女共同参画社会推進委員会条例(平成12年6月斑鳩町条例第49号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の斑鳩町男女共同参画社会推進委員会条例(以下「旧委員会条例」という。)第1条の規定による斑鳩町男女共同参画社会推進委員会は、第19条の規定により置かれた委員会となり、引き続き存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際、現に旧委員会条例第3条第2項の規定により任命された斑鳩町男女共同参画社会推進委員会の委員である者は、この条例の施行の日に、第21条第2項の規定により、委員会の委員として任命された者とみなす。この場合において、その任命された者とみなされる者の任期は、第22条第1項の規定に関わらず、同日における旧委員会設置条例第3条第2項の規定により任命された斑鳩町男女共同参画社会推進委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 5 この条例の施行の際、現に旧委員会設置条例第5条第1項の規定により定められた斑鳩町男女共同参画社会推進委員会の会長である者又は副会長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、第23条第1項の規定により委員会の会長又は副会長として選出された者とみなす。
- 6 平成8年6月に策定された男女共同参画社会推進行動計画「女と男が輝く未来計画」は、第9条第1項の規定により策定された計画とみなす。

ひと ひと
女と男が輝く未来計画
—第3次斑鳩町男女共同参画推進計画—

平成28年（2016年）3月
斑鳩町
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号
TEL 0745-74-1001
